

第6期秋田市地域福祉活動計画

秋 田 市 地 域 福 祉

アクションプラン 2025

2025年度～2028年度

(案)

令和6年12月

目 次

第1章	秋田市地域福祉アクションプラン（地域福祉活動計画）の策定について	1
1	秋田市地域福祉活動計画の背景	2
2	秋田市地域福祉活動計画の策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	4
第2章	地域福祉推進のために	5
1	「地域福祉」とは	6
2	3つの助け「自助・共助・公助」	6
3	地域福祉活動の担い手の役割と協働	7
第3章	アクションプランの構成とポイント	10
	基本理念・基本目標	11
	ポイント	12
第4章	秋田市地域福祉アクションプラン2025の体系図	13
第5章	実施計画	16
	基本目標Ⅰ 地域住民みんなが活躍する地域福祉活動の推進	17
	基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化	27
	基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化	50
第6章	資料編	57
1	統計資料	58
2	用語の解説	63
3	秋田市地域福祉アクションプランの策定経過	67
4	秋田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	68
5	策定委員会名簿	70

第1章 秋田市地域福祉アクションプラン (地域福祉活動計画)の策定について

第1章 秋田市地域福祉アクションプラン（地域福祉活動計画）の策定について

1 秋田市地域福祉活動計画の背景

21世紀の超高齢社会の到来を控えて、地域福祉推進の中核となる社会福祉協議会の役割はますます重要となることから平成4年に全社協で策定された「新・社会福祉協議会基本要項」において市町村社会福祉協議会は住民ニーズに立脚した地域福祉を推進するため、地域におけるニーズの把握、福祉課題を明確にし、その課題解決にむけて住民や公私の社会福祉事業関係などと協働で「地域福祉活動計画」を策定し、行政の福祉計画へ参画、提言をしていくことになりました。

当時、国では「高齢者保健福祉10ヵ年戦略」（ゴールドプラン）が策定され、市町村行政は「老人保健福祉計画」の策定の義務化により、秋田市は「けやきのまちのしあわせプラン」を策定することになり、秋田市社会福祉協議会（以下「市社協」）としてもその計画に地域福祉推進事業を反映させるため、「第1期秋田市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

平成12年の社会福祉法の改正において、地域福祉の推進が明確に位置づけられ、平成15年にはその地域福祉を行政として責任をもって計画的に推進していくための「地域福祉計画」（社会福祉法第107条）の策定が義務づけられました。

このことにより、本会の「秋田市地域福祉活動計画」は、「秋田市地域福祉計画」と整合性を図り、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）、民生児童委員協議会（以下「民児協」）、町内会、地域住民や行政、福祉関係者、関係機関等と連携しながら、地域福祉の発展と充実に努めてきました。

今は本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎え、持続可能な地域づくりが求められるとともに、長年にわたって地域のつながりづくりに取り組んできた社協は、こうした社会の変化に対応しながら、多様なコミュニティづくりに取り組んでいく必要があります。また、災害が頻発化・大規模化するなか、災害ボランティアセンターを担い、被災者の生活支援、復興支援を行ったり地域支え合いセンター（仮設住宅等における見守りや相談支援、コミュニティの再生支援）の運営をはじめ、災害時における社協の役割に期待が高まっています。

こうした中、全社協では「社協・基本要項 2025」を策定することとしており、市町村社協は地域福祉計画等の行政計画の策定・推進に積極的に参画するとともに、地域福祉活動計画の策定を推進し、地域福祉を効果的・効率的に運営するマネジメント機能を発揮するとともに新しい制度や社会資源の創設や改善が必要な場合、住民および地域の関係者と対話と協議を重ね、機運を高めながら自治体や地域の関係者に働きかけ実現に努めるなど、社協のセーフティネット機能を発揮すると同時に、これまで潜在化していた地域生活課題や制度の枠外にある問題や社会的マイノリティの課題、災害時の被災者支援に対して、住民や地域の関係者との連携・協働により新たな活動や事業を展開していくことが求められております。

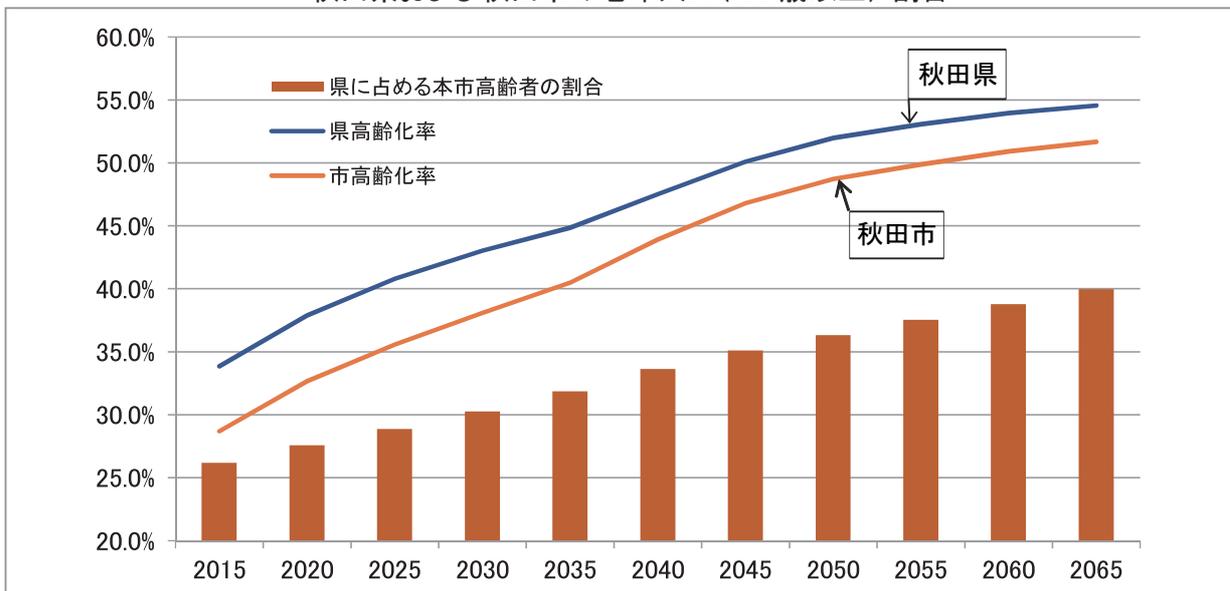
2 秋田市地域福祉活動計画の策定の趣旨

現在、急速に進む人口減少や少子高齢化のなかで、秋田県は高齢化率が**39.7%**、秋田市では**33.3%**と高齢化率が30%を越えました。それに反して出生率、出生数においても低水準となっております。

少子高齢化の加速はさらに進み一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加、家族や地域社会との交流の希薄化等、地域におけるお互いに支え合う機能の低下も顕著となっております。

市社協では、このような地域課題や諸課題に対応するため「2019年～2023年」までの5ヵ年計画として「しあわせづくりプラン2019」を策定し、地域福祉活動を推進してきました。この計画が終了することに加え、近年の複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、「制度の狭間」の問題等既存制度による解決が困難な課題の解決を図るため、さらには、災害の増加など地域を取り巻く環境が大きく変わってきたことから、新たに2025年を初年度とする「秋田市地域福祉アクションプラン2025」（第6期秋田市地域福祉活動計画）を策定することになりました。

秋田県および秋田市の老年人口（65歳以上）割合



出典「秋田市人口ビジョンより」(令和3年3月)

※社人研「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」より

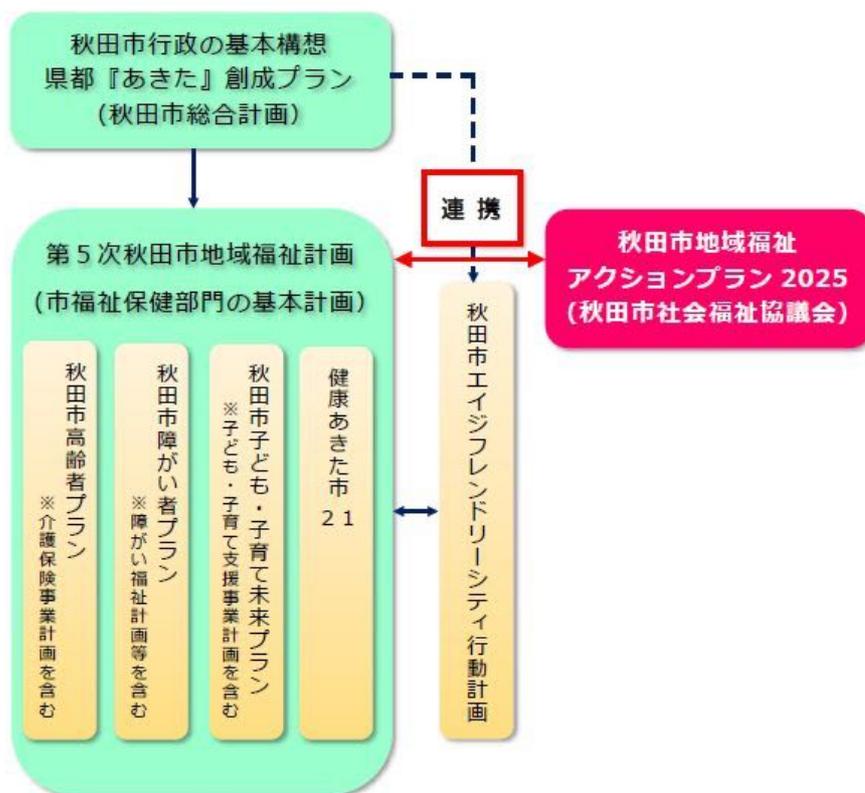
社人研:国立社会保障・人口問題研究所

3 計画の位置づけ

秋田市において、地域福祉の推進を図るため「秋田市総合計画」がめざす基本理念のもと「ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし」～元気と豊かさを次世代に人口減少を乗り越えて～を実現するための福祉保健部門の基本計画として、2025年を初年度とする「第5次秋田市地域福祉計画」が策定されることになっております。

「第5次秋田市地域福祉計画」と「秋田市地域福祉アクションプラン2025」はいずれも地域福祉の推進を目指すものであり、地域福祉課題を共通認識し、目標達成のため相互に連携した計画となっております。

「第5次秋田市地域福祉計画」は、公（行政）、共（地域）、私（市民一人ひとり）の役割分担のもと地域福祉を推進する上での考え方をまとめたものであり、「秋田市地域福祉アクションプラン2025」は、地域住民主体の福祉活動など地域福祉を推進する具体的な活動・行動計画であります。



4 計画期間

2025年度から2028年度までの4年間です。

計画の名称	計画期間	2019～2024	2025	2026	2027	2028
秋田市地域福祉 アクションプラン2025 (秋田市地域福祉活動計画)	2025～2028	第5期計画	第6期計画			
秋田市地域福祉計画	2025～2028	第4次計画	第5次計画			

第2章 地域福祉推進のために

第2章 地域福祉推進のために

1 「地域福祉」とは

地域福祉とは、それぞれの地域において誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、地域住民と社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の生活課題や地域福祉のニーズを把握し、関係機関との連携により解決に取り組む考え方です。

ここでいう地域は、コミュニティを形成する場であり、地区や町内会などはそのひとつの単位として捉えることができます。

秋田市では地域福祉を進めていく単位として、地区社協^{注1}や町内会などの小地域での福祉活動が必要であり、これらを基盤とした地域福祉活動が求められています。

注1:P63参照

2 3つの助け「自助・共助・公助」

地域社会における様々な課題の解決に取り組むためには、「自助・共助・公助」の3つの助けの連携が必要となります。

自 助	個人の自立と家族での支えあい 近隣との良好な関係づくり 共助・公助への参画
共 助	地域社会における相互扶助 地域の担い手や関係機関の連携 ボランティア・NPOなどの市民活動 共同募金や寄付金等の善意 民間企業・団体の社会貢献活動や公益的取り組み
公 助	福祉・保健・医療などの公的制度やサービス 多様化・複雑化する福祉課題への対応

住み慣れた地域で安心して暮らしつづけることは誰もの願いです。この生活を送るためには、私たち自身の努力が必要です。

自らの問題に対しては、まずは自分や家族で考え行動し問題解決を図るよう努めることが大切です。これらの働きを「自助」といい、すべての人々に求められる行為であり、安心して暮らすための基礎となります。しかし、「自助」では解決できない課題もあり、こうした課題には「共助・公助」が必要になります。

「共助」は、地域の隣近所や友人・知人がお互いに「我が事」と捉え、助け合い、支え合うことです。困った時だけ助けを求めるものではなく、日頃から良好な関係性を築く必要があります。あいさつや声掛けをする等自ら行動することが大切です。

また、「公助」として、公的制度やサービスがありますが、制度の狭間の問題等「公助」では解決できない課題もあり、こうした課題には、隣近所やボランティア等の協力が必要な場合があります。

このように、住み慣れた地域で、様々な課題を解決していくためには、3つの「助け」の中で、様々な関係団体・機関と連携し補っていくことが求められます。

3 地域福祉活動の担い手の役割と協働

少子高齢化社会、人口減少などにより家族機能の低下や地域とのつながりの希薄化、地域福祉の担い手不足など地域社会が著しく変化してきています。一方、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会が求められてきております。

こうした状況において、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する必要があります。

また、65歳以上を一律に「高齢者」とする年齢でライフステージを画一化する考え方を見直し、年齢や性別にかかわらず個々の意欲・能力に応じて発揮できる地域社会をめざし、高齢者の意欲や能力を最大限活かすため、「支えが必要な人」という高齢者像の固定観念を変え、意欲と能力のある65歳以上の方には地域コミュニティ活動などに積極的に関わり、役割をもつことにより個人の人生や社会を豊かにするといった意識をもってもらうことが大切です。

このように地区社協^{注1}、民生委員・児童委員、町内会など地域住民の主体的な取り組みをはじめ、社会福祉法人、当事者組織、関係団体、ボランティア、NPO法人、行政などが役割をもちながら、自らの地域福祉を推進していくために参加・協働し、専門職による多職種連携や地域住民等と協働する地域連携が必要です。

さらに、福祉分野だけでなく、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなど多種多様な職種や企業、団体による包括的支援体制の構築が求められます。

① 地域住民の役割

地域住民は、地域福祉活動の担い手として、国がめざす「地域共生社会^{注2}」において地域住民一人ひとりが身近な地域の抱える問題を「我が事」として捉え、地域福祉活動に積極的に関わることを求められます。

② 民生委員・児童委員（民生児童委員協議会）の役割

秋田市民児協は、秋田市内の39地区民児協で構成されています。民生委員法および児童福祉法に基いて、厚生労働大臣から委嘱されている民生委員・児童委員は、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手となっています。

③ 地区社協の役割

地区社協は、秋田市内の概ね小学校区に39地区設置され、地域住民が主体となって地域福祉活動を行う組織です。市社協をはじめ、地区民児協、地域包括支援センター、各関係団体、社会福祉法人・福祉施設等との連携の中で、それぞれの地域で住民参加による支え合い活動の中核を担っています。

④ 町内会・自治会等の役割

地域住民の身近な生活圏域の共同体として、見守りや居場所づくりなどの地域福祉活動に参画することが期待されます。また、連合会・振興会等は、他団体等と連携した地域福祉活動への参画が期待されます。

⑤ 社会福祉法人・福祉施設の役割

地域の社会福祉を担う団体・施設として適切なサービスを提供するとともに、地域へ福祉資源を提供するなど、地域への公益的な取り組みが求められます。また、地域の課題解決に向けて、他の職種や地域福祉関係者と積極的に連携することが期待されています。

⑥ 行政の役割

「地域福祉計画」に基づき、公的な福祉サービスを前提として、地域福祉の理念と目標、取り組みの基本的な方向などを市民が共有するよう努めるとともに、地域福祉活動を支援します。

⑦ 当事者組織・関係団体の役割

老人クラブ、身体障害者協会、市民憲章等の当事者組織・関係団体がそれぞれの立場から地域福祉活動に協働で参画するとともに地域福祉課題の解決へのつなぎ役として期待されます。

⑧ ボランティア・NPO法人の役割

ボランティア（個人・団体）やNPO法人は、地域の助け合い、支え合い活動や災害時の支援活動、地域福祉活動の実践を通じて、安心して地域で暮らせる福祉のまちづくりを助長することが期待されます。

⑨ 企業・商店の役割

地域にある企業・商店等は、地域社会の一員として、災害支援や地域福祉活動などに参加・参画することや募金等の協力・寄付等、社会貢献することが期待されます。

⑩ 学校・教育関係機関の役割

学校・教育関係機関は、地域団体・関係機関と協働で地域の学校運営や子育てを進めていくために、地域の福祉課題の解決につなぐことが期待されます。

⑪ 医療機関の役割

地域住民と密着した医療の提供を行うとともに、様々な相談窓口となり地域課題の発掘等、地域とのつなぎ役として期待されます。

⑫ 市社協の役割

市社協は、法的に位置付けられた地域福祉を推進する団体として、地域住民や地区社協^{注1}等をはじめとした、地域福祉活動を行っている地域組織への活動支援や「安心して地域で暮らせるための福祉サービス」の開発や提供などの役割があります。

また、次の取り組みを通じて、地域住民の地域福祉への関心や意識を高め、自発的な活動を引き出す環境づくりや、基本理念にある「誰もが安心して暮らせるまちづくりをみんなの手で」を行政や地域、福祉関係機関と協働して取り組むことで地域福祉推進の中心的な役割が求められています。

注1:P63参照

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ・福祉サービスなどの企画・実施 | ・地域住民の主体的な地域福祉活動の推進 |
| ・福祉教育、福祉啓発活動の実施 | ・総合的な相談、生活支援活動の推進 |
| ・福祉人材の研修、養成等 | ・ボランティア活動の振興 |
| ・地域福祉活動の財源の確保、造成および助成の実施 | ・福祉課題の把握、提言、改善運動等の実施 |

地域福祉のイメージ図



第3章 アクションプランの構成とポイント

【基本理念】

誰もが安心して暮らせるまちづくりをみんなの手で

人口の5人に1人が後期高齢者となり医療・介護分野が逼迫するなど2025年問題に直面し、また、人口減少や過疎化、生活インフラの脆弱化等、地域の姿や福祉の基盤が変化するなかにあつて従来の福祉の枠組みでは十分な対応が困難な住民の生活課題に対し、包括的な支援体制の強化が求められます。このような状況において行政をはじめ、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、町内会、ボランティア、NPO法人、民間企業等の多様な組織・関係者と連携を図り、地域特性に応じた地域福祉活動をそれぞれが役割を担い補完し合いながら、誰もが安心して暮らしつづけられるまちづくりをめざします。

【基本目標】

基本理念のもと、地域住民が主体的に地域福祉課題を把握して解決を試みる体制を基盤に多機関協働による総合的な支援体制をめざし、以下の3つを基本目標とします。

基本目標Ⅰ 地域住民みんなが活躍する地域福祉活動の推進

地域住民の誰もが地域福祉を推進する一員であり、担い手として主体的に地域福祉課題を把握して解決を試みる体制づくりを推進し、地域住民みんなで地域福祉活動に取り組めるよう財政支援、情報提供、人材育成などを実施していきます。

また、地域の特性に応じたあるべき姿や構想等をみんなで協議していきます。

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

誰もが安心・安全に暮らせるために、地域コミュニティやネットワークのさらなる充実、自立生活への支援、在宅福祉サービスの充実、ボランティア活動の推進等、生活課題に応じて行政のみならず、社会福祉法人、福祉施設、民生委員・児童委員、関係機関・団体等と協力を図りながら事業を実施していきます。

基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化

市社協が地域福祉推進の中心的な役割を果たすために、ICT・DX^{注3}を導入し地区社協^{注1}や地区民児協との情報共有や効率的な運営を目指すとともに安定的な財源の確保に努めます。

注1・3:P63参照

プランのポイント

基本目標Ⅰ

- ① 日頃の見守り活動や地域サロン活動など、地域住民の主体的な地域活動が災害に強い地域づくりに活かされるよう地区社協^{注1}・地区民児協・町内会等との連携強化を推進します。
- ② アウトリーチ^{注4}の強化や制度の狭間の問題等の解決に向けた重層的支援体制の整備と併せてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）^{注5}の配置を目指します。

基本目標Ⅱ

- ③ 多様なボランティア体験プログラムを拡充し、ボランティア活動の推進を図ります。
- ④ 近年の災害多発から災害ボランティアの必要性和秋田市地域福祉計画との整合性を図ります。

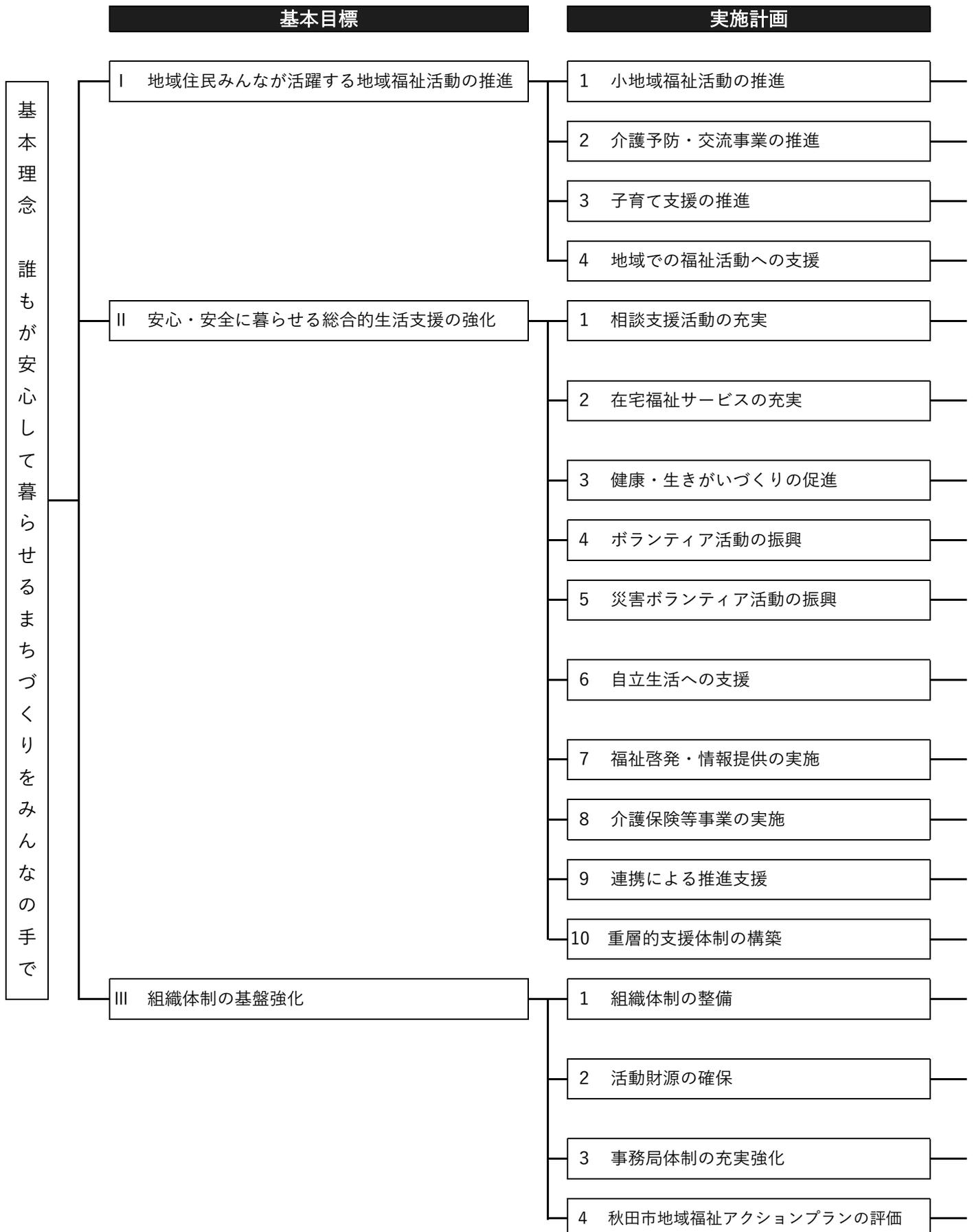
基本目標Ⅲ

- ⑤ LINE^{注6}やメール等を活用して地区社協・地区民児協と地域内情報の共有を目指します。

注1:P63参照
注4・5・6:P64参照

第4章 秋田市地域福祉アクションプラン2025の体系図

秋田市地域福祉アク



アクションプラン2025 体系図

取り組み項目

- ①地域の現状やニーズの把握と検討 ②見守りネットワーク事業の推進 ③安心キット事業の推進 ④地域住民の積極的な地域福祉活動の推進
- ①地域元気アップ事業
- ①子育て支援の推進
- ①地域福祉活動拠点・推進体制の整備・強化 ②地区社協活動の強化と支援 ③地区社協等への情報提供
- ①ふれあい福祉相談センターの機能充実・強化
- ①ふれあいさん派遣事業 ②移送車の貸出事業 ③認知症等徘徊者の搜索支援
④機器・機材・車両等貸出事業 ⑤手話通訳者の設置 ⑥日用品・介護用品の再利用
- ①指定管理による高齢者へのいこいの場の提供
- ①ボランティアセンターの体制・機能の強化 ②介護支援ボランティア制度の運営 ③除雪支援の実施 ④ボランティア活動への支援
- ①災害への備え ②災害時の対応
- ①秋田市権利擁護センターの運営 ②市民小口資金の貸付 ③生活福祉資金貸付事業の相談・受付
④生活困窮者への生活支援の実施 ⑤罹災世帯への見舞金支給
- ①広報の充実 ②秋田市社会福祉大会の開催 ③福祉教育の推進 ④地域福祉フェアの開催
- ①介護保険事業の実施 ②地域包括支援センター等の運営 ③秋田市高齢者生活支援体制整備事業
- ①市民児協との連携 ②地域包括支援センターとの連携 ③社会福祉法人・福祉施設等との連携
- ①多様な相談支援の実施 ②誰もが参加できる地域づくりの推進 ③地域とのつながりをつくる参加支援の促進
- ①社協組織の適正な運営
- ①一般会員の推進 ②特別・団体会員の増強 ③共同募金への協力 ④善意銀行の運営
⑤自主財源の確保 ⑥公的財源の確保
- ①事務局体制の強化と 職員の資質向上
- ①秋田市地域福祉アクションプランの評価

第5章 実施計画

基本目標Ⅰ 地域住民みんなが活躍する地域福祉活動の推進

- 1 小地域福祉活動の推進
- 2 介護予防・交流事業の推進
- 3 子育て支援の推進
- 4 地域での福祉活動への支援

基本目標Ⅰ 地域住民みんなが活躍する地域福祉活動の推進

実施計画 1 小地域福祉活動の推進

取り組み項目 ① 地域の現状やニーズの把握と検討

【概要】

日頃の活動を通じて、地域に暮らす支援を必要とする人や地域住民の生活課題を把握をしています。

【具体的実施内容】

- (1) 見守り活動や地域サロン、子育てサロンなど日頃の活動を通じて、支援を要する人や地域の生活課題など、高齢者に限らず幅広く地域の現状を把握し、その情報を地区社協^{注1}関係者で共有します。また、地域包括支援センターなど関係機関との連携を図りながら地域の現状を把握します。
- (2) 各種会議、研修会の場を活用し、地域福祉活動を推進するうえでの課題の把握とその課題解決や対応策について研究します。その中で、新たなサービスの開発または関係機関への要望としてつなげていきます。
- (3) アウトリーチ^{注4}の強化・地域の課題や制度の狭間の問題等の解決に向けたコミュニティソーシャルワーカー（CSW）^{注5}の配置を検討します。
- (4) 地域の現状やニーズの把握、情報共有の迅速化を図るため、ICT・DX^{注3}の導入を検討します。

注1・3:P63参照

注4・5:P64参照

基本目標Ⅰ 地域住民みんなが活躍する地域福祉活動の推進

実施計画 1 小地域福祉活動の推進

取り組み項目 ② 見守りネットワーク事業の推進

【概要】

地域の見守りが必要な世帯に対して、定期的な声かけ活動や訪問活動を行い、高齢者等の孤立化を予防するとともに、隣り近所の協力を得て日常生活の見守りを行うことによりニーズや緊急事態を早期に発見するため、見守りネットワーク事業を行っています。

また、「見守りネットワーク事業の手引き」の作成や「安心キット事業」と連携を図り、見守り体制の充実を図っています。

【具体的実施内容】

- (1) 地域の見守りの必要な世帯に対して、隣り近所の協力を得て日常生活の見守りや定期的な声かけを行い、高齢者等の孤立化の予防とニーズ把握、緊急事態の早期発見に努めます。
- (2) 地区社協^{注1}は、安心キット事業や配食サービス等、地区が取り組んでいる事業と連携して見守りネットワーク活動を実施します。
- (3) 地区社協において、見守りネットワーク事業の打ち合わせ会を開催し、地区民児協、町内会長、福祉協力員^{注13}などにおいて情報共有を図ります。
また、町内会ごとに見守りネットワーク事業の手引きや避難行動要支援対象者名簿を活用しながら見守り対象世帯の確認を行い、見守り体制についての合意形成を図ります。
- (4) 災害時の地域でのたすけあいを円滑に進めるために、日頃から要援護者の把握を行うとともに見守りネットワーク事業の実施を通じて、地域内における関係団体間の連携・協力体制の構築を進めます。
また、把握した要援護者情報を地図化し、情報共有を図り災害時にも活用します。
- (5) 市社協の見守りネットワーク事業実施要綱に基づいて、地区社協に助成し活動を支援します。
- (6) 社会福祉法人から秋田市地域福祉おむすびネット^{注10}に登録していただき、見守り活動の拡充を図ります。

注1:P63参照

注10・13:P65参照

基本目標Ⅰ 地域住民みんなが活躍する地域福祉活動の推進

実施計画 1 小地域福祉活動の推進

取り組み項目 ③ 安心キット事業の推進

【概要】

あらかじめ本人の医療情報を記入した安心カードを専用の容器またはファイルに入れ、冷蔵庫に保管して、万一のときにその情報を救急医療に活かす安心キットを必要な方や希望者へ配布しています。また、外出時にも活用できる携帯版も配布しています。

この事業は、地区社協^{注1}、地区民児協、町内会、秋田市消防本部、郵便局と連携を図りながら、見守りネットワーク事業と連携して実施しています。また、ポスターやチラシを作成し、安心キットの設置や安心カードの更新の呼びかけなど事業の周知を行っています。

安心キット事業の円滑な運営のため推進会議を年1回開催しています。

【具体的実施内容】

- (1) 見守りネットワーク、安心キット事業の手引きを活用し、高齢者・障がい者等の不安軽減や地域での声かけ・訪問活動の充実を図るために、安心キットの設置を推進します。
また、病院や薬局・郵便局と連携してポスターを設置するなど安心キットの設置・拡大を図ります。
- (2) 個別避難計画作成の際、安心キット未設置の方に設置の呼びかけを行います。
- (3) 安心カードの情報の更新の呼びかけを行います。
また、秋田市地域福祉おむすびネット^{注10}に登録した社会福祉法人や介護事業所等へ更新の呼びかけの協力を依頼します。
- (4) 地区の実施状況や事業推進上の課題を把握するとともに必要に応じて会議を開催します。
- (5) 市社協・地区社協だよりや市の広報紙、ホームページ、SNS等に掲載し周知します。
- (6) 外出時にも活用できるよう携帯版の普及を図ります。

注1:P63参照

注10:P65参照

基本目標Ⅰ 地域住民みんなが活躍する地域福祉活動の推進**実施計画 1 小地域福祉活動の推進****取り組み項目 ④ 地域住民の積極的な地域福祉活動の推進****【概要】**

地域住民が主体的に地域福祉課題の解決を図るため、河辺、雄和地区では買い物支援車両を使用して、買い物が困難な高齢者の買い物支援を実施したり、地区や町内会において除雪機や軽トラックなどを使用して除雪支援を行っています。

また、市社協では、軽トラック等の車両や除雪機などの器具機材を貸出しています。

【具体的実施内容】

- (1) 秋田市高齢者生活支援体制整備事業^{注8}は、居場所づくりやごみ捨て等の手伝いなど、多様な主体による多様なサービスを行うものであり、その事業と連携を図り住民が主体的に地域の課題解決を図ります。
- (2) 地区社協^{注1}等の買い物支援、除雪支援、防災訓練実施など、地域の実情に応じた地域での支え合いの地域福祉活動を推進します。また、車いす操作や移乗方法などについて近隣の福祉施設等から協力を得ます。
- (3) 軽トラック、除雪機等を貸出します。また、老朽化した貸出機器・機材については更新します。

注1:P63参照

注8:P64参照

基本目標Ⅰ 地域住民みんなが活躍する地域福祉活動の推進

実施計画 2 介護予防・交流事業の推進

取り組み項目 ① 地域元気アップ事業

【概要】

地区社協^{注1}では、地域元気アップ事業として健康づくり・生きがいづくりのため地域交流、世代間交流、グラウンド・ゴルフ、ウォーキング等を地域で取り組んでいます。

また、地区単位、町内会単位で麻雀サロン、ダンス、お茶会等を地域サロンとして実施しています。

【具体的実施内容】

① 健康づくり・生きがいづくりの支援

(1) 軽スポーツ、趣味活動、交流事業などを行い地域の高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、心身ともに健康で生き生きとした生活が送れるよう介護予防の推進を図ります。

② 地域サロン活動の推進

(1) 高齢者や障がい者等の孤立を予防するために、地域の身近な町内会館等を利用し、自宅に閉じこもらず、気軽に集える場づくりを推進します。また、福祉協力員^{注13}等が参加の呼び掛けを促進します。

(2) 地域サロンの会場確保が必要なことから、学校など公共施設で地域に開放できるスペースの確認や町内会集会所の設置状況など地区への聞き取り調査や現地確認による現状把握を行い会場の確保を検討し、必要に応じて関係機関等に働きかけをします。（公共施設、秋田市地域福祉おむすびネット^{注10}に登録した社会福祉施設、空き家、空き店舗の活用など）

(3) 地域サロン活動の活性化が地域における自殺対策にもつながることから、地域サロン活動の充実・拡大を図ります。

(4) 地区社協が実施している地域サロン事業と秋田市高齢者生活支援体制整備事業^{注8}と協力体制を構築します。

(5) 地区社協への助成や講師等の情報提供により活動を支援します。

注1:P63参照

注8:P64参照

注10・13:P65参照

基本目標Ⅰ 地域住民みんなが活躍する地域福祉活動の推進**実施計画 3 子育て支援の推進****取り組み項目 ① 子育て支援の推進****【概要】**

子育て支援として、子育てサロンや子育てサークル等へのおもちゃの貸出や、子育て講話開催経費の支援を行っています。また、地区社協^{注1}に対して子育て支援事業の助成を行い地域での子育てサロン等の充実を図り、子育てしやすい環境づくりを支援しています。

【具体的実施内容】

- (1) 子育て世帯に地域との交流の場を提供できるように、子育てサークルや支援団体の情報収集を行います。
また、市社協ホームページおよび市社協だよりで子育て支援に関する情報を発信していきます。
- (2) 子育て家庭の社会的孤立化を予防し、地域との交流を図りながら安心して子育てができるよう活動を支援します。
- (3) 秋田市地域福祉おむすびネット^{注10}に登録している社会福祉法人が、食料品や文房具類を集めてフードバンク^{注15}や子ども食堂の支援を推進します。
- (4) 子育て支援おもちゃを貸出します。
- (5) 子育て講話開催経費を助成します。
- (6) 地区社協の子育て支援事業へ助成します。
- (7) ふれあいさん派遣事業として、産前産後の世帯に沐浴や家事等を支援します。
- (8) 県社協の「あきた子ども応援ネットワーク」に登録し、子育て支援を行っている団体と連携して支援します。

注1:P63参照

注10:P65参照

注15:P66参照

基本目標Ⅰ 地域住民みんなが活躍する地域福祉活動の推進

実施計画 4 地域での福祉活動への支援

取り組み項目 ① 地域福祉活動拠点・推進体制の整備・強化

【概要】

拠点づくり・事務機器整備支援事業として、地区社協^{注1}への助成や地区社協事務所設置について市や関係機関に働きかけをしています。

また、町内会単位での福祉協力員^{注13}の設置推進や地区社協事務担当者研修会や地域福祉活動合同研修会の開催などにより地域福祉活動を推進しています。

【具体的実施内容】

- (1) 地域福祉活動を進めるためには、地区社協・地区民児協・町内会の連携が重要なことから「地区社協活動の手引」などにより地区社協活動の理解を高めます。
- (2) 地域福祉活動を進める上で拠点の確保が必要なことから、市社協は地区社協と連携を図りながら地区社協の拠点について調査・研究を行います。

◆ 福祉協力員の設置推進

福祉協力員未設置地区や設置人数が少ない地区へ必要性や役割、位置づけについての促進に努めます。また、福祉協力員の拡充の呼びかけを行い地域福祉活動の更なる強化を図ります。

さらに、福祉協力員と保健推進員の連携について研究します。

◆ 地区社協事務担当者研修会

地区社協事務担当者を対象に、地域福祉活動および事務手続きなどの説明や地域福活動の推進についての研修を行い資質の向上を図ります。

◆ 地域福祉活動に関する研修会

地区社協の福祉協力員研修会、住民座談会など町内会を含む各種の会合で地域福祉に関する研修を行い気運の醸成を図ります。また、地域住民をはじめ地区社協、地区民児協、町内会長、福祉協力員等の研修の場を提供し、地域福祉活動に対する理解を深め、人材の育成を図ります。

◆ 拠点づくり・事務機器整備支援事業

地区社協の拠点づくりの促進または、地区社協の拠点の強化、事務負担の軽減を図るために地区社協に対して事務用備品の購入費用などを助成します。また、助成区分・助成額を見直します。

注1:P63参照
注13:P65参照

基本目標Ⅰ 地域住民みんなが活躍する地域福祉活動の推進**実施計画 4 地域での福祉活動への支援****取り組み項目 ② 地区社協活動の強化と支援****【概要】**

地区社協^{注1}の地域福祉活動の実践を支援するため、講師や視察先の紹介や4ブロックで実施している地区社協研修や地区社協が自主的に実施する研修会への助成などの支援をしています。

また、39地区社協で構成する秋田市地区社会福祉協議会連絡会の事務局を市社協に置き、活動を支援しています。

【具体的実施内容】

- (1) 地域福祉への理解を広め、協力者の拡大を図るため、市社協職員が地区や町内会など地域に出向いて社協事業の紹介や講話をしたり、外部講師の紹介など地区社協の研修を支援します。また、地区で行った研修の情報をホームページの専用サイトに掲載し、他の地区が閲覧できるようにします。
- (2) 地区社協の事業について、市社協が必要に応じて情報提供や支援を行います。
- (3) ブロックごとに行う地区社協研修に対して、市社協が経費の一部を助成することにより、地域福祉活動についての情報交換、研修活動を支援します。
- (4) 地域の特性に応じたあるべき姿や構想等を協議する場の設置を地区と協議します。
- (5) 新型コロナウイルス感染症などの新興感染症によるパンデミック時の対応として、取り組み事例や推進方策を整理します。
- (6) 秋田市地区社会福祉協議会連絡会の事務局を市社協に置き、地区社協相互間の緊密な連携を図りながら、地域福祉活動を進めます。

注1:P63参照

基本目標Ⅰ 地域住民みんなが活躍する地域福祉活動の推進

実施計画 4 地域での福祉活動への支援

取り組み項目 ③ 地区社協等への情報提供

【概要】

地区社協^{注1}が発行した広報紙の提供があった場合に、他の地区社協へ配布しています。
また、地区社協での行事・研修等で依頼した講師などの情報を提供しています。

【具体的実施内容】

- (1) 地域福祉活動への理解を得るため、地区社協・町内会に向けた社協事業の情報提供を定期的に発信します。
- (2) 地区社協の取り組み状況を市社協ホームページに掲載し地域情報を発信します。
- (3) 市社協ホームページに町内会向けのコーナーを設けます。
- (4) 地区社協が発行する広報紙を他地区へ配布し、情報提供を行います。
- (5) 地区社協、地区民児協、町内会など地域の各種団体が活用できる情報を提供します。
(助成金や講師派遣など)
- (6) 市社協が作成した地域福祉活動に関連する手引書・パンフレットを各地区へ提供し支援します。
また、必要に応じて更新していきます。
- (7) LINE^{注6}やメール等を活用して地区社協・地区民児協への情報提供の仕組みを検討します。

注1:P63参照

注6:P64参照

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

- 1 相談支援活動の充実
- 2 在宅福祉サービスの充実
- 3 健康・生きがいづくりの促進
- 4 ボランティア活動の振興
- 5 災害ボランティア活動の振興
- 6 自立生活への支援
- 7 福祉啓発・情報提供の実施
- 8 介護保険等事業の実施
- 9 連携による推進支援
- 10 重層的支援体制の構築

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 1 相談支援活動の充実

取り組み項目 ① ふれあい福祉相談センターの機能充実・強化

【概要】

ふれあい福祉相談センターは、市民の日常生活の心配ごと等の相談について、来所・電話での相談を受けています。

開設日 月～金 9時～16時 相談員 3名で1日2名体制

また、秋田弁護士会の協力で毎月第3月曜日（休日の場合は第4月曜日）に秋田市老人福祉センターにて「弁護士による無料法律相談」を実施しています。

【具体的実施内容】

- (1) 週5日相談日を開設し、年金、福祉、家族問題などさまざまな相談を受け付けます。
- (2) 秋田弁護士会の協力を得て、月1回無料法律相談（予約制）を実施します。
- (3) 市民への周知・広報や各相談機関との連携のため、関連する機関や団体などへリーフレットの設置を依頼します。
- (4) 複雑多岐にわたる相談で多種職に関わらなければいけないケースや困難な事例については、市社協の専門職において検討する場を設けて対応します。
- (5) 他の相談機関へつないだ場合は、その状況把握に努めます。
- (6) 相談機関・団体が実施する研修会の場において、職員の質の向上を図るとともに情報交換を行います。そうした機会を活用し他機関と連携を図ります。
- (7) 他の相談機関・団体の情報収集を行います。

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 2 在宅福祉サービスの充実

取り組み項目 ① ふれあいさん派遣事業

【概要】

急なケガ、病気の時や産前産後などの世帯にふれあいさんを派遣して短期間・単発の生活支援を行っています。派遣日時 月～土 9時～17時

また、派遣内容のチラシや電子看板（デジタルサイネージ）放映等を活用して事業の実施内容をPRしています。

登録ふれあいさんの募集について、市社協だよりで広報して確保に努めています。

【具体的実施内容】

- (1) 急なケガ、病気の時や産前産後などの世帯に短期間・単発の生活支援を行います。
 - (2) 事業継続ができるように、支援内容や利用料の見直しをします。
 - (3) チラシの配布や電子看板（デジタルサイネージ）の放映、秋田市社協ホームページへの掲載により事業のPRを行います。
- また、登録ふれあいさんの募集について市社協だよりに掲載して人材確保に努めます。

取り組み項目 ② 移送車の貸出事業

【概要】

通院、買い物、観光などのために、移送を必要とする高齢者・障がい者を抱える世帯へ車いすのまま乗れる軽自動車を無料で貸出しています。（ガソリン代は自己負担）

【具体的実施内容】

- (1) 移送を必要とする高齢者・障がい者を抱える世帯へ車いすのまま乗れる軽自動車を貸出します。
- (2) 車両の更新について財源等を検討します。（各種助成制度の活用等）
- (3) 市社協ホームページおよび市社協だより、市の広報紙等を活用しPRの強化に努めます。

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 2 在宅福祉サービスの充実

取り組み項目 ③ 認知症等徘徊者の搜索支援

【概要】

行方不明になる恐れのある高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、いついなくなるか不安を抱えている世帯へ居場所を確認するための装置利用に対して一部助成しています。

【具体的実施内容】

(1) 行方不明になる恐れのある認知症等、徘徊者の搜索支援として装置利用に対して一部助成します。

取り組み項目 ④ 機器・機材・車両等貸出事業

【概要】

地区社協^{注1}、町内会等の各団体に対して機器および機材または福祉車両等を貸し出すことにより在宅で介護を要する人を抱える世帯の介護負担の軽減、コミュニティ活動および地域福祉活動の活性化、福祉教育の推進ならびに地域住民やボランティア団体等が主体的に地域での支え合い活動に取り組んでいくことを目的として、各種機器等を無料で貸出しています。

機器・機材・車両等貸出事業

福祉機器、車両、介護予防機器、生きがい用品、カラオケ・AV機器、行事・レクリエーション用品、除雪・災害関連用品、福祉教育用品、資料・図書用品等

【具体的実施内容】

- (1) 各地域センター、コミセン等でも車いすが借りられることのPR活動を強化します。
- (2) 地区社協、町内会等の各団体に対して機器および機材または福祉車両等を無料で貸出します。
- (3) ニーズや老朽化など必要性に応じて、機器・機材の更新を図ります。（財源の確保）
- (4) 貸出品目の見直しをします。

注1:P63参照

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 2 在宅福祉サービスの充実

取り組み項目 ⑤ 手話通訳者の設置（市委託事業）

【概要】

秋田市内に在住する聴覚障がい者等および聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る必要のある方が、手話通訳を市が必要と認める場合に手話通訳者を派遣しています。

また、手話教室等へ手話通訳者を派遣して聴覚障がい者への理解を促進しています。

【具体的実施内容】

- (1) 聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る場合に手話通訳者を派遣します。
- (2) 職場体験や福祉教育等の機会を通じて聴覚障がい者への理解促進や手話通訳者の利用促進、手話言語の普及を図ります。

取り組み項目 ⑥ 日用品・介護用品の再利用

【概要】

りさい

Re再くるネット^{注11}を通じて、地域包括支援センター、NPO等と情報共有を図り、生活困窮者等を支援しています。

【具体的実施内容】

- (1) 日用品・介護用品において「ゆずる方」「ほしい方」両者の情報を市社協ホームページに掲載し再利用を図ります。また、地域包括支援センター、NPO等と連携を図り、生活困窮者支援を行います。
- (2) 秋田市地域福祉おむすびネット^{注10}を通じ、社会福祉法人と連携を図り、リサイクル用品等の保管場所の確保に努めます。また、廃校となった校舎、公共施設等を保管場所に活用できるように市と協議します。

注10・11:P65参照

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 3 健康・生きがいの促進

取り組み項目 ① 指定管理による高齢者へのいこいの場の提供（市委託事業）

【概要】

秋田市の仕様に基づいて、次の施設の指定管理を受け、高齢者へいこいの場を提供しています。また、それぞれの施設において趣味講座や体操などを行っています。

- 秋田市老人福祉センター管理運営事業 指定管理期間（R4.4.1～R9.3.31）
 - ・けやき大学教室
- 秋田市老人いこいの家等管理運営事業 指定管理期間（R5.4.1～R10.3.31）
 - ・八橋老人いこいの家 ・飯島老人いこいの家 ・大森山老人と子どもの家
 - ・いきいきサロン事業
- 秋田市雄和ふれあいプラザ管理運営事業 指定管理期間（R3.4.1～R8.3.31）
 - ・ゆうゆうくらぶ ・いきいきサロン事業

【具体的実施内容】

- (1) 市との管理運営に関する協定に基づき、老人福祉センター、老人いこいの家および雄和ふれあいプラザにおいて、高齢者にいこいと研修の場を提供するとともに、健康づくり・生きがいづくり等介護予防を促進します。
- (2) 家に閉じこもりがちな高齢者に対して、高齢者同士の交流を図りながら、誰でも簡単にできる体操教室や日常生活で役立つ趣味・教養講座を各会場で開催します。

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化**実施計画 4 ボランティア活動の振興****取り組み項目 ① ボランティアセンターの体制・機能の強化****【概要】**

秋田市ボランティアセンター（市委託事業）において、ボランティアの登録、紹介や「ぼらんていあ情報」の発行（年4回）、チビッコボランティア・ジュニアボランティア等の体験講座の開催等を行っています。また、ボランティアセンター登録者にボランティア活動保険の加入促進をしています。

【具体的実施内容】

- (1) ボランティア情報誌の発行や市社協ホームページ等を活用し、情報提供とボランティア活動の普及を図ります。（メールによる情報提供、SNS^{注7}等による情報発信、ボランティアを必要としている情報や助成金情報を市社協ホームページに掲載）
- (2) ボランティア活動への参加希望者と受入希望者とのコーディネートを行います。
- (3) ボランティア活動を始めるきっかけづくりのための体験プログラムの拡充や講座等を開催しボランティア育成の強化を図ります。また、社会福祉法人と連携し受け入れ先の拡大等を図ります。
- (4) ボランティア活動保険の加入促進を図ります。
- (5) 重層的支援体制整備事業^{注12}との連携を研究します。

注7:P64参照
注12:P65参照

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 4 ボランティア活動の振興

取り組み項目 ② 介護支援ボランティア制度の運営（市委託事業）

【概要】

高齢者が介護施設等でのボランティア活動を通して、社会参加や地域貢献をすることで介護予防を推進しています。

介護支援ボランティア制度^{注14}は、秋田市内の65歳以上の高齢者の要介護認定を受けていない方で、ボランティア活動をすることができる健康で体力のある方が、各受入機関（介護保険施設等）でボランティア活動をして集めたスタンプをポイントに換えると、1年間で最大5,000円の交付金が受けられます。また、登録者を対象とした研修会を年1回開催しています。

【具体的実施内容】

- (1) 介護施設等でのボランティア活動を通して社会参加や地域貢献をし、高齢者等の介護予防を推進します。
- (2) 円滑な登録・ポイント管理ができるようシステムの導入等を検討します。
- (3) ボランティアの活動の場を広げるため、受入施設の拡充の推進を図る他、制度のPRを積極的に行います。

注14:P65参照

取り組み項目 ③ 除雪支援の実施

【概要】

除雪が困難なひとり暮らし高齢者や障がい者等が、安心して冬期間の在宅生活を送ることができるようボランティアの協力を得て除雪支援を行っています。

また、地域での支え合い活動において、要援護者宅等の除排雪を行う場合に除雪機・融雪機等の機器・機材等を貸出しています。

【具体的実施内容】

- (1) 除雪が困難なひとり暮らし高齢者や、障がい者等へボランティアの協力を得て除雪支援を行います。
- (2) 除雪機・融雪機等の機器・機材等を貸出します。
- (3) 様々な広報媒体で除雪ボランティアへの参加の促進、および除雪支援について要援護者へ周知を図ります。（SNS^{注7}等活用、市社協ホームページおよび市社協だより、市の広報紙への掲載等）
- (4) 秋田市ボランティアセンターに除雪ボランティアとして登録した個人・団体、除雪活動を行う町内会に対し、ボランティア保険の掛け金を補助し活動を支援します。

注7:P64参照

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化**実施計画 4 ボランティア活動の振興****取り組み項目 ④ ボランティア活動への支援****【概要】**

秋田市ボランティア基金の運用益を秋田市ボランティア基金管理運営要綱に基づき、ボランティア団体の行う事業等に対して助成しています。

基金 123,679,000 円（令和6年3月31日現在）

内、国債 120,000,000 円（利率 0.4%）で運用。

また、ボランティア団体等への器具・機材等の貸出しやボランティア活動保険の掛け金の補助を行い支援しています。

【具体的実施内容】

- (1) ボランティア基金の運用益を財源に、団体からの申請に基づき、基金管理運営委員会を経てボランティア活動に対して助成し、活動を支援します。また、市社協または、市ボランティアセンターが行うボランティア活動を振興する事業に充当します。
- (2) 基金の管理および運用について調査研究を行います。
- (3) ボランティア団体や学校に器具機材を貸出し、ボランティア団体の活動の支援や啓発を図ります。
- (4) ボランティア活動保険掛け金を補助し、ボランティア活動を支援します。

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 5 災害ボランティア活動の振興

取り組み項目 ① 災害への備え

【概要】

- ・日頃からの見守りネットワークや地域サロン等の活動により、地域のつながりづくりを行っています。
- ・災害時に企業・団体等からより多くの協力をもらえるよう、災害時の連携・協力に関する協定締結を進めています。
- ・寄付金や共同募金の助成金等を活用し、災害時に必要となる資機材の確保に努めています。
- ・災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの見直しを随時行っています。
- ・秋田市から委託を受けて優先度の高い方の個別避難支援プランを作成しています。

【具体的実施内容】

- (1) 災害時の連携・協力に関する協定をより多くの企業・団体等と締結できるよう拡充に努めます。
- (2) 災害時の対応について秋田市と協議を行い、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルへ反映します。
- (3) 災害時に必要な資機材の貸し出しが市町村社協の間で円滑にできるよう、県社協と連携を図ります。
- (4) 災害ボランティアコーディネーター養成研修等へ職員を参加させるなど人材の育成・確保に努めます。
- (5) 被災地域の被災状況やボランティアニーズなどの情報を共有するため、地区社協、地区民児協とLINE^{注6}やメール等を活用したネットワークの構築を検討します。

注6:P64参照

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 5 災害ボランティア活動の振興

取り組み項目 ② 災害時の対応

【概要】

- ・災害が発生した時、次のとおり対応しました。

[災害時のボランティアセンター（VC）開設対応]

時期	災害種別	主な地域	対応件数	備考
2017(平成 29)年 7 月	秋田豪雨災害	雄和、大住など	72 件	災害 VC 対応
2018(平成 30)年 5 月	大雨被害	大住、下新城、金足など	174 件	災害 VC 対応
2020(令和 2)年 2 月	秋田市浸水被害	茨島	23 件	VC 対応
2020(令和 2)年 7 月	秋田市大雨被害	下浜	7 件	VC 対応
2021(令和 3)年 7 月	秋田市大雨被害	添川	14 件	VC 対応
2023(令和 5)年 7 月・9 月	秋田 7 月豪雨・ 9 月大雨災害	東、檜山、中通など	1,465 件	災害 VC 対応

- ・令和 5 年の大雨による大規模災害では、各種手続き、困りごと相談、集いの場づくりなど被災者の生活再建を支援するため、「秋田市地域支え合いセンター^{注16}」を秋田市から委託を受け設置しました。

【具体的実施内容】

- (1) 災害が発生した時に、災害ボランティアセンター設置の有無について秋田市と協議します。
- (2) 災害時の対応は、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づいて行います。
- (3) ホームページや SNS^{注7} で災害ボランティア募集を行い被災世帯へボランティアの派遣を行います。
- (4) 協定締結している企業・団体等へ協力依頼を行います。
- (5) 災害ボランティアセンター閉所後に継続して被災者支援が行えるよう地域支え合いセンターの設置について秋田市と協議します。

注7:P64参照
注16:P66参照

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 6 自立生活への支援

取り組み項目 ① 秋田市権利擁護センターの運営

【概要】

秋田市権利擁護センターにおいて、成年後見制度利用促進事業（中核機関：市委託事業）・法人後見事業・日常生活自立支援事業（県社協委託事業）を実施し、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、日常生活上の判断に不安のある方が地域で安心して生活ができるよう、成年後見制度の利用促進を図るとともに、日常生活自立支援事業および成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする人を確実に支援に結び付けることができるよう権利擁護体制を構築します。

【具体的実施内容】

- (1) 成年後見制度利用促進事業（中核機関）を実施し、日常生活自立支援事業や成年後見制度など権利擁護を必要とする人を確実に支援に結び付けられるように広報・相談・制度利用支援を行います。
- (2) 日常生活自立支援事業を実施し、判断能力に不安がある高齢者や知的障がい者、精神障がい者を対象に福祉サービス利用の支払いや情報提供、相談および日常的金銭管理サービスや書類等の預かりサービスを行います。
- (3) 法人後見事業を実施し、判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者を対象に本会が法人として成年後見人等（法定代理人）となって財産管理や身上監護を行います。

取り組み項目 ② 市民小口資金の貸付

【概要】

一時的に生活に困っている方に対して限度額を6万円までとして、現金貸付しています。

※貸付期間12ヶ月以内・無利子

【具体的実施内容】

- (1) 低所得者の不時の出費に対する生活のつなぎ資金の貸付を行います。
- (2) 滞納整理の仕組み・仕方について検討します。（滞納者への速やかな連絡、不納欠損の仕方）
- (3) 滞納者に対し督促状の送付や不達者の住所調査を行い償還促進を図ります。

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化**実施計画 6 自立生活への支援****取り組み項目 ③ 生活福祉資金貸付事業の相談・受付（県社協委託事業）****【概要】**

低所得世帯、障がい者世帯、または高齢者世帯に対し、就労に必要な技能習得のための資金、就学に必要な資金、住宅の改修に必要な資金、その他一時的に必要な資金等を低金利または無利子で貸付ける生活福祉資金貸付事業の相談窓口を担っています。

また、市の生活困窮者自立支援事業との連携を図るとともに、支援調整会議へ出席し関係機関担当者と情報交換を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付等を利用した世帯で償還が困難な世帯へ、償還猶予、少額返済の案内、償還免除、生活再建のため自立支援相談機関等へのつなぎなどのフォローアップ支援を行っています。

【具体的実施内容】

- (1) 低所得者、障がい者または高齢者世帯の生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことを目的に必要な資金の貸付の相談、受付を行います。また、貸付制度の案内等を市社協ホームページおよび市社協だよりを活用して周知します。
- (2) 失業により生計維持が困難となった世帯などについては、市(生活困窮者自立相談支援機関)と連携しながら、必要な場合には貸付けの相談支援を行います。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付等の償還免除や償還猶予となった世帯、償還が困難で滞納している世帯、未応答の世帯など、借受世帯の生活再建に向け電話や訪問等によりアウトリーチを行い、世帯状況の把握、プッシュ型による相談支援へのつなぎや関係相談機関との連携等、個々の状況に応じたフォローアップ支援を行います。

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 6 自立生活への支援

取り組み項目 ④ 生活困窮者への生活支援の実施

【概要】

緊急食支援事業として市民小口資金等に該当しなかった方や制度申請中の方で、その日の食事もままならない方に対して食料品の支給と思い立ったときに相談できるよう専門相談機関の一覧を配布しています。

フードバンク^{注15}や県社協のあきた子ども応援ネットワーク、Re再くるネット^{注11}と連携し、食料品や物品を必要とする方へ配布し、生活困窮者支援を行っています。

【具体的実施内容】

- (1) 生活困窮者支援のための財源確保のために助成制度の活用を検討します。
- (2) 生活困窮者自立支援事業を行っている団体等と連携して課題解決を図ります。
- (3) フードバンクに取り組んでいる団体と連携し、生活困窮者の自立を図ります。
- (4) あきた子ども応援ネットワークから提供された食料や物品を資金貸付相談者や生活困窮世帯等へ配布し、生活支援を行います。
- (5) 生活保護受給者への食支援については、市と連携を図っていきます。
- (6) Re再くるネットと連携して、生活困窮者への支援を行います。
- (7) 生活福祉資金貸付相談者や特例貸付のフォローアップ支援の必要な対象者へ生活支援を行います。

注11:P65参照

注15:P66参照

取り組み項目 ⑤ 罹災世帯への見舞金支給

【概要】

火災（全・半焼）・床上浸水等で罹災した世帯に対して見舞金を贈っています。

※全焼、全壊、流失、埋没 2万円 半焼、半壊、床上 1万円

ただし、激甚災害の指定、災害の規模により予算以上の支出が生じる場合は、見舞金については支給の有無など、その都度協議することとしています。

また、見舞金支給対象世帯の情報を地区社協^{注1}へ提供しています。

【具体的実施内容】

- (1) 火災・風水害で被災し、被害が甚大な世帯に対して見舞金を贈ります。また、見舞金対象者の情報を地区社協に提供します。
- (2) 大規模災害の見舞金については、支給の有無などその都度協議します。

注1:P63参照

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 7 福祉啓発・情報提供の実施

取り組み項目 ① 広報の充実

【概要】

秋田市の地域福祉活動を広く市民に広報するために、市社協だより等の広報紙を発行しています。また、約9割の地区社協^{注1}が広報紙を発行しています。

○市社協の広報紙

- ・市社協だより年1回（1月頃）発行 全戸配布。
- ・その他広報紙年1回（8月頃）発行 関係機関へ配布。

【具体的実施内容】

- (1) 市社協だよりおよび関係機関へ配布する広報紙を各年1回発行します。
また、市社協だよりの配布については地区社協の協力を得て行います。
- (2) 地区社協が行う活動を市社協ホームページに掲載し、地域での福祉活動を周知します。
また、地区社協広報紙を市社協ホームページに掲載します。
- (3) 市社協、地区社協の取り組みについて、SNS^{注7}等で情報発信します。

注1:P63参照

注7:P64参照

取り組み項目 ② 秋田市社会福祉大会の開催

【概要】

昭和39年から秋田市社会福祉大会を開催し、講演や長年、社会福祉に貢献された功労者の表彰により福祉の啓発や普及を行っています。

【具体的実施内容】

- (1) 秋田市民生児童委員協議会と共催で秋田市社会福祉大会を開催し、講演や活動発表を通して市民の福祉意識の高揚を図ります。
- (2) 本会の運営および事業の推進等に功績のあった方を表彰します。

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 7 福祉啓発・情報提供の実施

取り組み項目 ③ 福祉教育の推進

【概要】

福祉学習や福祉体験等の福祉教育を行い、福祉への関心と理解を深めています。
また、市都市計画課が行っている小学校を対象としたバリアフリー教室へ協力しています。

【具体的実施内容】

- (1) 福祉学習や福祉体験に器具・機材の貸出しや車いすの操作方法・指導等の支援を行います。
- (2) 幅広い年齢層や様々な企業・団体に対して福祉教育を行い福祉の啓発を図ります。
- (3) 学校をはじめ関係機関と連携し、高齢者疑似体験等の貸出や講師派遣等を行い、福祉啓発やボランティア活動への参加促進を図ります。
- (4) バリアフリー教室へ協力し小学生の福祉の心の醸成を図ります。

取り組み項目 ④ 地域福祉フェアの開催

【概要】

秋田市の地域福祉活動について、パネルや関連グッズの展示を行い、地域福祉活動の意識の高揚を図るため公共施設等でフェアを開催しています。（秋田市役所への展示、地区社協へパネルを貸出し地域のコミセンで展示）

【具体的実施内容】

- (1) 地域福祉フェアを開催し、市社協や地区社協^{注1}の活動写真、災害ボランティア活動の写真、安心キットの展示、貸出用品のパフレットの設置などを行います。
- (2) 活動状況に合わせて、パネルの更新を行います。

注1:P63参照

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 8 介護保険等事業の実施

取り組み項目 ① 介護保険事業の実施

【概要】

居宅介護支援事業所（秋田、河辺）、通所介護事業所（八橋）を運営しています。

【具体的実施内容】

- (1) 介護保険法令等や各事業所の運営規程を遵守し、健全運営に努め、市民に信頼され喜ばれるサービスを行います。
- (2) 健全運営のための人員配置、人員の確保、職員の育成等の体制を図ります。
- (3) 研修計画を策定し、職員の資質の向上に努めます。
- (4) 各事業のPRに努めます。

取り組み項目 ② 地域包括支援センター等の運営（市委託事業）

【概要】

地域包括支援センターは、保健師（看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職がチームとなり、地域で暮らす高齢者を、介護・福祉・保健・医療など、さまざまな面から総合的に支えるため、市内18箇所に設置され、市社協では八橋、河辺、川元の3つの地域包括支援センターの委託を受けています。

さらに、認知症の人が暮らしやすい地域となるよう、医療機関や介護サービス、地域住民のみなさんをつなぎ支援する、認知症地域支援推進員を配置しています。

【具体的実施内容】

- (1) 市社協が受託している地域包括支援センターについては、秋田市地域包括支援センター運営要綱に基づき、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務を行います。
また、地域ニーズや課題を把握するために座談会を開催します。
- (2) 市社協が受託している地域包括支援センターについては、認知症地域支援推進員を設置し、地域における認知症対策に関する医療・地域住民・介護・警察等とのネットワークづくりや認知症の人とその家族を支援します。
- (3) 市内全域の地域包括支援センターと連携を図ります。
- (4) 職員の資質向上やキャリアアップのために、必要に応じて研修会へ参加の機会を設けます。

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 8 介護保険等事業の実施

取り組み項目 ③ 秋田市高齢者生活支援体制整備事業（市委託事業）

【概要】

市社協では、秋田市高齢者生活支援体制整備事業^{注8}を受託し、八橋・河辺・川元地域包括支援センターに生活支援コーディネーター^{注9}を配置しています。

【具体的実施内容】

- (1) 高齢者を支えるための地域における支え合いの体制づくりを推進します。
- (2) 地区社協^{注1}が行う事業と秋田市高齢者生活支援体制整備事業と協力体制を構築します。

注1:P63参照
注8・9:P64参照

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 9 連携による推進支援

取り組み項目 ① 市民児協との連携

【概要】

- ・見守りネットワーク事業、安心キット事業、災害時の取り組み、LINE^{注6}やメールの活用等について連携強化や情報交換を図るため、市社協と市民児協の懇話会を開催しています。
- ・秋田市社会福祉大会を市民児協と共催で開催しています。
- ・除雪支援など必要に応じて市民児協常任理事会および市民児協理事会で説明しています。

【具体的実施内容】

- (1) 見守りネットワーク事業、安心キット事業、災害時の取り組み、LINEやメールの活用等について連携強化や情報交換を図るため、市社協と市民児協の懇話会を開催します。
- (2) 除雪支援など必要に応じて市民児協に説明を行います。
- (3) 秋田市社会福祉大会を共催で開催します。

注6:P64参照

取り組み項目 ② 地域包括支援センターとの連携

【概要】

- ・地域包括支援センターからの相談内容に応じて、福祉機器等の貸出、日常生活自立支援事業やふれあいさん派遣事業等の利用について連携を図っています。
- ・見守りネットワーク活動において、異変があった場合や相談ごとがあった場合の橋渡し先の一つに地域包括支援センターを位置付けています。
また、安心キットの設置および更新に関する呼びかけなど地域包括支援センターに依頼し連携を図っています。
- ・生活困窮者への食糧支援、生活用品、リサイクル用品の提供を地域包括支援センターと連携を図っています。
- ・秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会事務局への協力を通して連携を図っています。

【具体的実施内容】

- (1) 市社協の事業推進にあたっては、地域包括支援センターと連携を図ります。
- (2) 見守りネットワーク事業への協力や安心キットの設置、更新の呼びかけ、生活困窮者への食支援など地域包括支援センターと連携を図ります。
- (3) 秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会事務局と協力し連携を図ります。

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 9 連携による推進支援

取り組み項目 ③ 社会福祉法人・福祉施設等との連携

【概要】

- ・社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを行うメニューを秋田市内の社会福祉法人および社会福祉施設に提供しています。（秋田市地域福祉おむすびネット^{注10}の実施）
- ・秋田市内社会福祉事業従事者スポーツ大会、合同交流会を実施しています。
- ・秋田市老人福祉施設連絡協議会事務局へ協力しています。
- ・社会福祉法人や福祉施設へ市社協会員への加入を依頼しています。

【具体的実施内容】

- (1) 秋田市地域福祉おむすびネットを通じて、社会福祉法人との連携を図っていきます。
また、社会福祉法人との連携や地域の課題解決に取り組むことにより、地域福祉力の強化を図ります。
- (2) 社会福祉に携わる人材の確保が求められる中で、スポーツ大会、合同交流会を通じて交流を図り、社会福祉法人・福祉施設の福利厚生の実充や他職種（高齢者・児童・障がい等）との関係を構築します。
- (3) 社会福祉法人等とのネットワークづくりをし、それぞれの専門的知識や現場経験を生かして複雑多岐にわたる相談の解決を図ります。
- (4) 秋田市老人福祉施設連絡協議会事務局へ協力します。
- (5) 社会福祉法人や福祉施設へ市社協会員への加入促進を図ります。

注10:P65参照

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 10 重層的支援体制の構築

取り組み項目 ① 多様な相談支援の実施

【概要】

- ・ふれあい福祉相談センターにおいて、日常生活の心配ごと等の相談に応じています。
- ・見守りネットワーク事業や福祉協力員の活動の中で、相談を受けた場合に地域包括支援センター等へ橋渡しをしています。
- ・ボランティアセンターにおいて、ボランティアを必要とする人からの相談に応じています。
- ・権利擁護センターにおいて、日常生活上の判断に不安のある人からの相談に応じています。
- ・市民小口資金および生活福祉資金の貸付相談に応じています。また、新型コロナ特例貸付を利用した世帯へ戸別訪問し、相談対応を含めたフォローアップ支援を行っています。
- ・地域支え合いセンターにおいて、被災世帯への戸別訪問や被災地域での集いの場で生活再建等に関する相談に応じています。
- ・地域包括支援センターにおいて、高齢者の健康・生活にかかわる相談に応じています。
- ・居宅介護支援事業所において、介護保険サービスに関する相談に応じています。

【具体的実施内容】

- (1) 市社協において多様な相談事業を実施していることから、他の相談機関等との連携により、介護・障がい・子どもなどの属性を問わない包括的な相談支援体制が構築できるよう重層的支援体制整備事業^{注12}の受託に向けて市と協議をします。
- (2) 制度の狭間や複雑化・複合化した課題を抱える相談者に対し、アウトリーチ等による伴走型での支援ができるようコミュニティソーシャルワーカー（CSW^{注5}）の配置に向けて市と協議をします。

注5:P64参照
注12:P65参照

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 10 重層的支援体制の構築

取り組み項目 ② 誰もが参加できる地域づくりの推進

【概要】

- ・ コミュニティ活動や地域福祉活動が活性化されるよう、各種機器・車両等の無料貸出を行っています。
- ・ 地域元気アップ事業において、地区社協が取り組む健康づくりや生きがいづくりに関する行事開催を支援しています。
- ・ 地域サロン事業および地域サロン強化事業において、地域住民の集いの場づくりを支援しています。
- ・ 子育て支援事業において、子育てサロンや育児サークルの活動を支援しています。
- ・ 各地区において地域の特性を生かした地域福祉活動ができるよう地区社協活動を支援しています。
- ・ いきいきサロン事業を実施し、高齢者の生きがいと健康づくりの場を提供しています。
- ・ 地域支え合いセンターにおいて、被災地域での集いの場づくりを支援しています。
- ・ 秋田市高齢者生活支援体制整備事業^{注8}において、地域での集いの場づくりや生活支援サービスの創出を支援しています。
- ・ 社会福祉法人との連携による地域福祉おむすびネット^{注10}において、地域の課題解決に取り組んでいます。

【具体的実施内容】

- (1) 市社協において多様な地域づくり支援を実施していることから、他機関・団体等との連携により、地域住民が参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の解決にかかる体制の整備ができるよう重層的支援体制整備事業^{注12}の受託に向けて市と協議をします。

注8:P64参照
注10・12:P65参照

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる総合的生活支援の強化

実施計画 10 重層的支援体制の構築

取り組み項目 ③ 地域とのつながりをつくる参加支援の促進

【概要】

- ・見守りネットワーク事業において、孤立化防止と地域とのつながりづくりを行っています。
- ・地域サロン事業および地域サロン強化事業において、地域住民の集いの場づくりを促進することにより、閉じこもり予防を図っています。
- ・子育て支援事業において、子育てサロン等を促進することにより、閉じこもり予防を図っています。
- ・ふれあい福祉相談センターにおいて、相談内容に応じて適切な情報提供を行っています。
- ・移送車貸出事業において、高齢者や障がい者の社会参加の促進を図っています。
- ・ボランティアセンターおよび介護支援ボランティア※14において、ボランティア活動希望者に対して相談・登録・あっせんを行い、社会参加の促進を図っています。
- ・日常生活自立支援事業および法人後見事業において、日常生活上の判断に不安のある人に対して意思決定の支援を行うことにより、社会参加の促進を図っています。
- ・市民小口資金および生活福祉資金の貸付相談の中で、自立生活を支援することにより、社会参加の促進を図っています。また、新型コロナ特例貸付を利用した世帯へ戸別訪問し、相談対応を含めたフォローアップ支援を行うことにより社会参加の促進を図っています。
- ・地域支え合いセンターにおいて、被災世帯への戸別訪問や被災地域での集いの場で生活再建等に関する相談に応じることにより、社会参加の促進を図っています。

【具体的実施内容】

- (1) 市社協において、地域とのつながりづくりに関する多様な事業を実施していることから、多機関協働により参加支援の促進が図れるよう重層的支援体制整備事業※12の受託に向けて市と協議をします。

注5:P64参照
注12・14:P65参照

基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化

- 1 組織体制の整備
- 2 活動財源の確保
- 3 事務局体制の充実強化
- 4 秋田市地域福祉アクションプランの評価

基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化

実施計画 1 組織体制の整備

取り組み項目 ① 社協組織の適正な運営

【概要】

社会福祉法改正に基づき、定款や理事会運営規程等を整備し、適正な運営をしています。
理事 15 名、監事 3 名、評議員 24 名（令和 3 年 6 月改正）と定数減員しています。
令和 5 年度 会議開催実績 理事会 4 回、評議員会 2 回

【具体的実施内容】

- (1) 定款や諸規程に基づき適正な運営に努めます。
- (2) 効率的な組織運営を図るためICT・DX^{注3}の導入を検討します。
- (3) 評議員会で新理事選任後、速やかに新会長を選任する方策を検討します。
- (4) 理事会等の開催通知や出席等の連絡について電子媒体の活用を検討します。

注3:P63参照

基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化

実施計画 2 活動財源の確保

取り組み項目 ① 一般会員の推進

【概要】

秋田市の地域福祉活動の推進や地域課題の解決の財源として、1世帯年360円の会費を徴収しています。

また、会費納入の目的、使いみち等を示したチラシを作成し地区社協^{注1}等に配布しています。

【具体的実施内容】

(1) 会費納入の目的・用途等について継続してPR活動をしています。

注1:P63参照

取り組み項目 ② 特別・団体会員の増強

【概要】

秋田市の地域福祉への関心と理解を深め福祉活動の財源として、特別会員（個人）、団体会員（社会福祉事業施設・団体／企業・法人）の加入促進を図っています。

また、市社協ホームページおよび市社協だよりに特別会員と団体会員募集の案内を掲載し、団体会員のうち、法人企業については、市社協ホームページおよび市社協だよりに名称を掲載しています。

【具体的実施内容】

(1) 特別・団体会員の加入促進を図ります。

(2) 会員の募集や会費の使い道について市社協ホームページおよび市社協だより等でPRします。

(3) 新たな会費の納入方法について調査・研究をします。（電子マネー、クレジットカードの活用等）

基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化

実施計画 2 活動財源の確保

取り組み項目 ③ 共同募金への協力

【概要】

赤い羽根共同募金は、地域福祉活動の貴重な財源であることから秋田市共同募金委員会へ協力しています。

また、共同募金運動の活動へ協力しています。市社協ホームページおよび市社協だよりへ共同募金の内容を掲載しPRしています。

【具体的実施内容】

- (1) 共同募金は地域福祉活動の貴重な財源であるため、秋田市共同募金委員会へ協力します。
(事務局、街頭募金、市社協ホームページ)
- (2) 共同募金の助成を受けて事業を行っていることをPRしてもらうよう働きかけます。
- (3) 共同募金委員会事務局の業務量の軽減について県共募と協議をします。
(県共募からの職員派遣等)
- (4) 中央共同募金会が導入したPayPayやクレジットカードで秋田市へ募金する方法をPRします。

取り組み項目 ④ 善意銀行の運営

【概要】

市社協に寄付された金品は、善意銀行（専用の通帳）で管理し、地域福祉に役立てています。

市社協ホームページおよび市社協だよりで寄付者を紹介しています。

寄付金については、貸出用福祉機器・機材の購入などに活用し、一部を福祉事業基金の原資として積み立てしています。

5万円以上の寄付者へ感謝状の贈呈、50万円以上の寄付者は秋田市社会福祉大会で表彰しています。

【具体的実施内容】

- (1) 善意による寄付金や香典返しを貸出用福祉機器の購入等、地域福祉活動へ活用していきます。
- (2) 市社協ホームページ等で善意銀行の目的・用途についてPRします。
- (3) 市社協ホームページ等で寄付者を掲載します。
- (4) 寄付することについて、市社協ホームページへの掲載や秋田市社会福祉大会での表彰をPRします。
- (5) 電子マネー、クレジットカード等を活用した寄付の仕組みを調査・研究します。

基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化

実施計画 2 活動財源の確保

取り組み項目 ⑤ 自主財源の確保

【概要】

財源として、各種助成事業に申請して財源確保に努めています。

【具体的実施内容】

- (1) 新たな自主財源確保について調査研究をします。(クラウドファンディング等)
- (2) 市社協ホームページおよび市社協だよりに有料の広告欄を設けて、広告収入の確保について研究します。
- (3) 各種助成事業を活用します。

取り組み項目 ⑥ 公的財源の確保

【概要】

秋田市からの補助金・委託金、県社協からの助成金・委託金、介護保険事業収入、共同募金助成金等の公的財源の確保に努めています。

【具体的実施内容】

- (1) 継続的かつ安定的に地域福祉活動ができるように、事業成果や必要性を示して、事業費等の確保のため引き続き、市や県社協に要望していきます。
- (2) 市社協事業と関連した事業の受託について関係機関と協議し、地域福祉事業の発展・強化を図ります。(重層的支援体制整備事業^{注12}等)

注12:P65参照

基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化

実施計画 3 事務局体制の充実強化

取り組み項目 ① 事務局体制の強化と職員の資質向上

【概要】

グループウェアによるスケジュール管理や貸出管理、勤怠管理システムの導入、給与システム機能の拡充、保存文書の電子化などにより効率化を図っています。

また、研修計画に基づき、外部研修への参加やオンラインでの研修受講により職員の資質向上を図っています。

【具体的実施内容】

- (1) 職員が効率かつ効果的に事務作業ができるようにICT・DX^{注3}の導入をさらに推進します。
- (2) 地域福祉課題や地域住民のニーズ把握に必要な人員配置・人材確保・職員の養成を図ります。
(CSW^{注5}の配置、研修受講の促進等)

注3:P63参照
注5:P64参照

基本目標Ⅲ 組織体制の基盤強化

実施計画 4 秋田市地域福祉アクションプランの評価

取り組み項目 ① 秋田市地域福祉アクションプランの評価

【概要】

アクションプランについて、進行管理や評価点検を行っています。

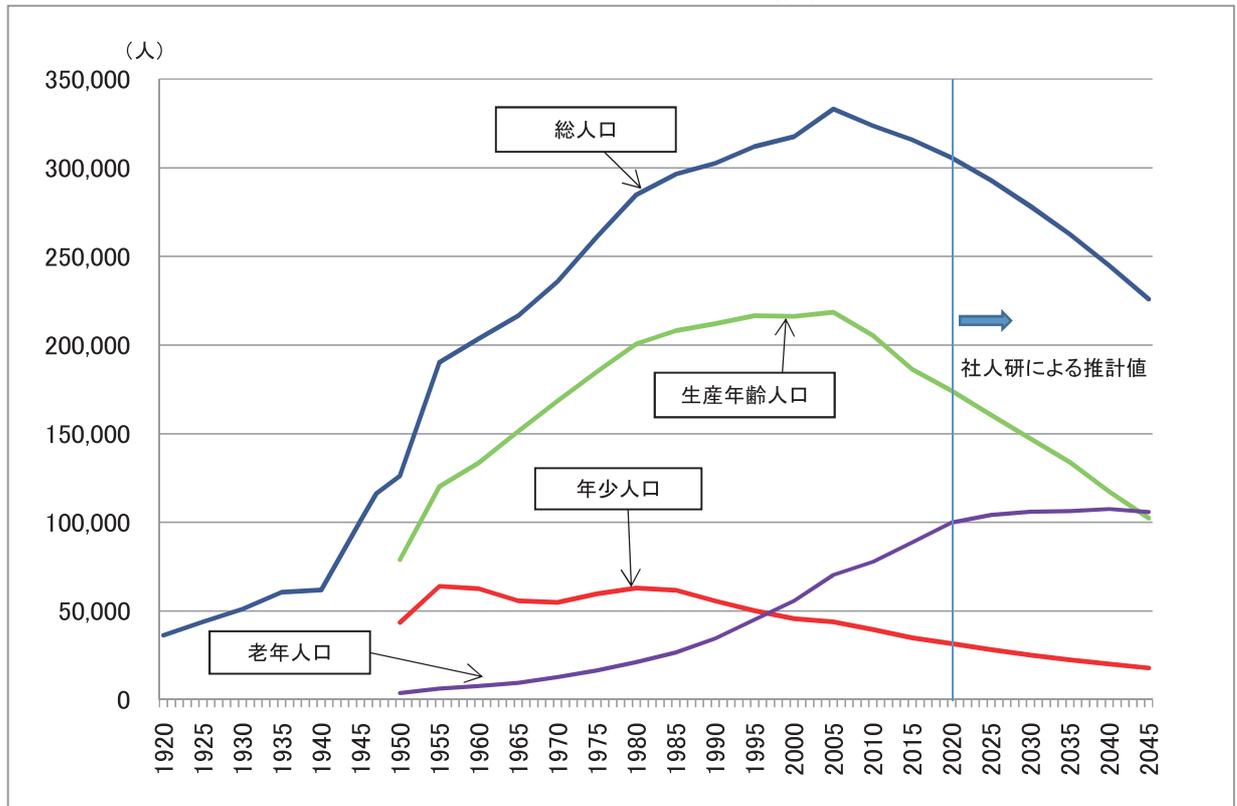
【具体的実施内容】

- (1) 毎年度、事業計画やアクションプランの進行管理および評価を行います。
- (2) 評価した内容を基に次期アクションプラン策定作業を行います。

第 6 章 資料編

1 統計資料

総人口および年齢3区分別人口の推移

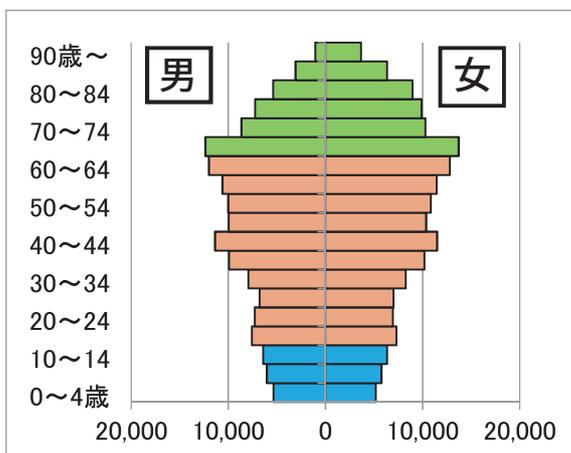


出典「秋田市人口ビジョンより」(令和3年3月)

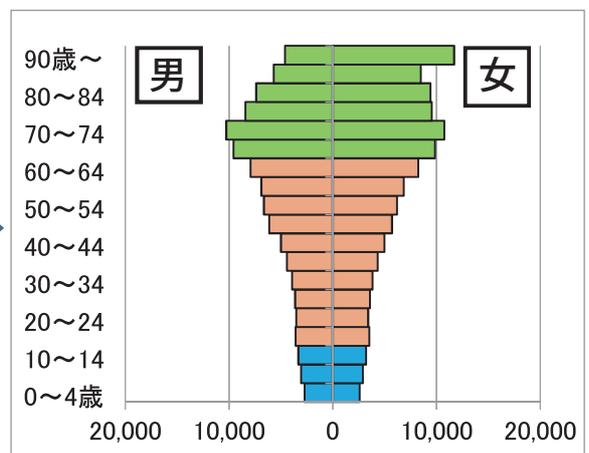
- ※年少人口:15歳未満、生産年齢人口:15歳以上65歳未満、老年人口:65歳以上
- ※2015年までの総人口は国勢調査および秋田市情報統計課推計人口より作成
- ※2015年までの年齢3区分別人口は国勢調査より作成
- ※2020年以降は社人研「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」より作成
- ※社人研:国立社会保障・人口問題研究所

人口ピラミッド

2015年 (国勢調査より作成)

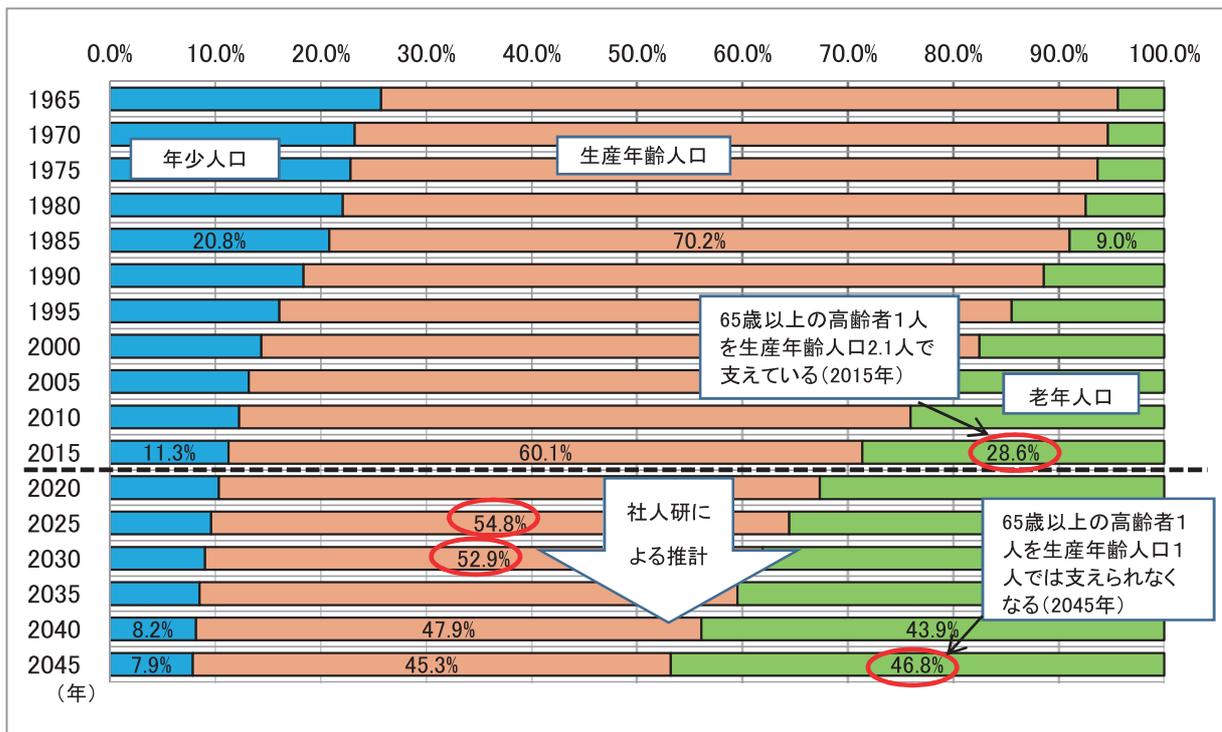


2045年 (社人研推計より作成)



出典「秋田市人口ビジョンより」(令和3年3月)

年齢3区分別人口の割合の推移



出典「秋田市人口ビジョンより」(令和3年3月)

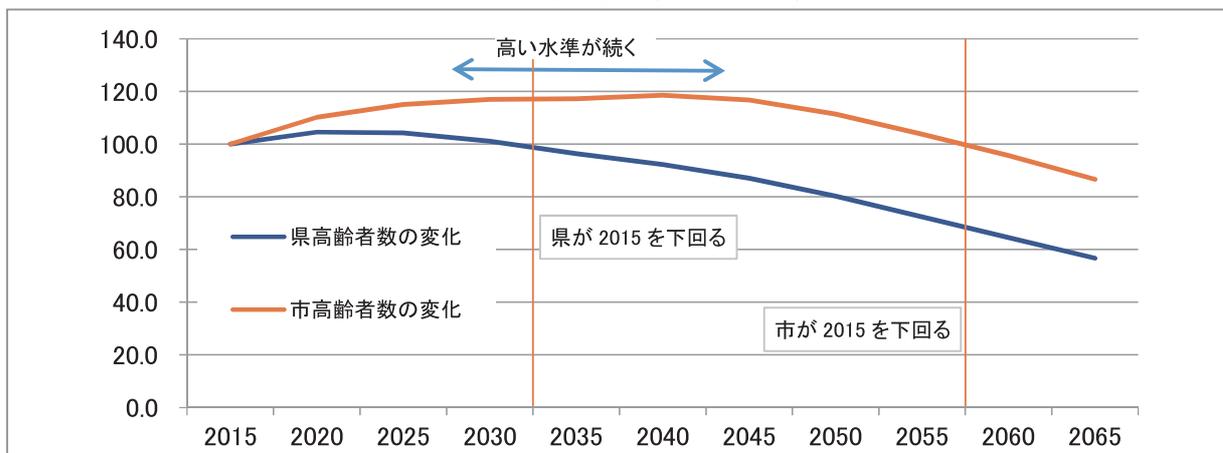
※年少人口:15歳未満 生産年齢人口:15歳以上65歳未満 老年人口:65歳以上

※2015年まで年齢3区分別人口は国勢調査より作成

※2020年以降は社人研「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」より作成

※社人研:国立社会保障・人口問題研究所

秋田県および秋田市の老年人口(65歳以上)の変化



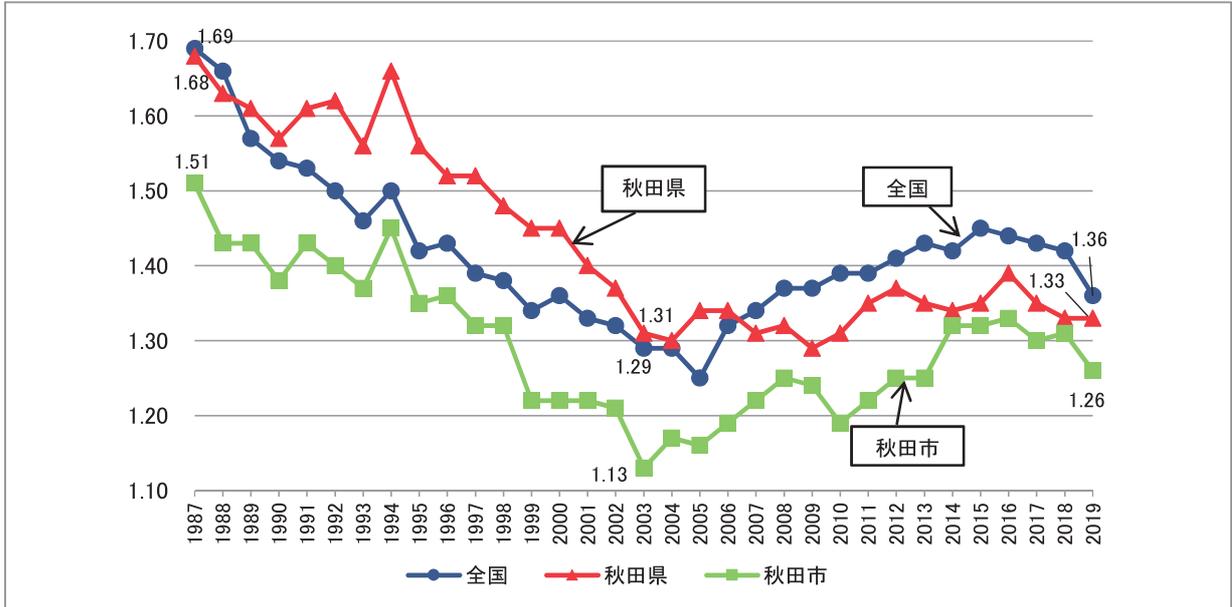
出典「秋田市人口ビジョンより」(令和3年3月)

※社人研「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」より作成

※2015年の人口を100とし、各年の人口を指数化した。

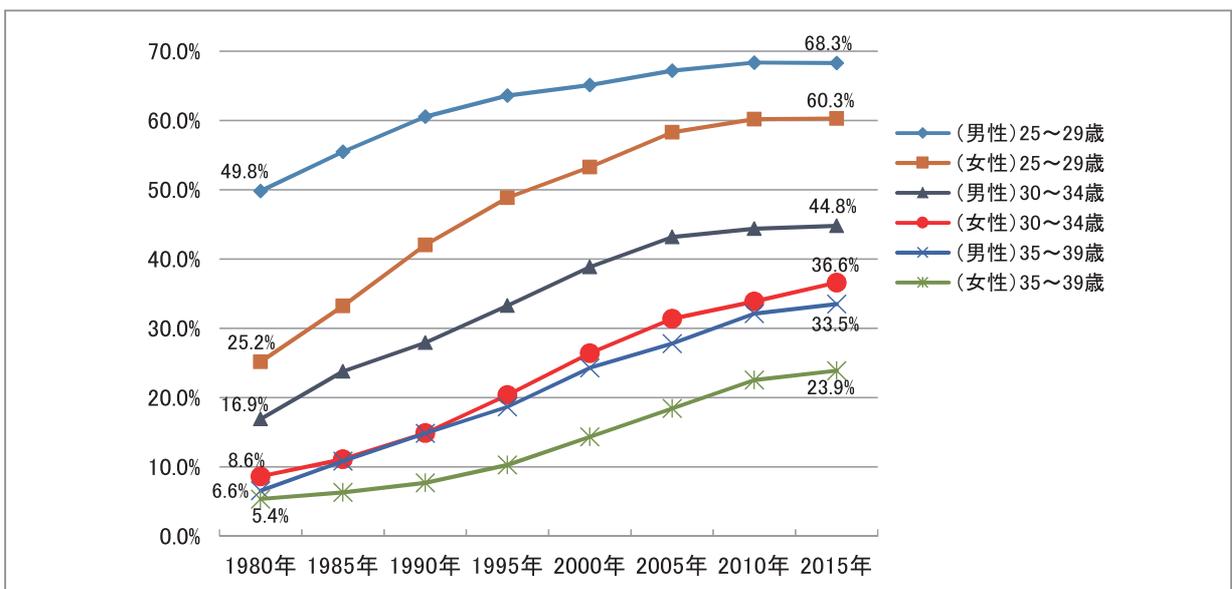
※社人研:国立社会保障・人口問題研究所

合計特殊出生率の推移



出典「秋田市人口ビジョンより」(令和3年3月)
 ※厚生労働省「人口動態統計」および秋田市保健総務課「秋田市の人口動態」より作成

秋田市の未婚率の推移



出典「秋田市人口ビジョンより」(令和3年3月)
 ※国政調査より作成

主な自然災害

年 月 日	災 害 名 等	主 な 災 害 地
1983年5月26日	昭和58年日本海中部地震・津波	秋田県、青森県、山形県
1991年3月6日	平成3年雲仙・普賢岳の火砕流災害	長崎県
1991年9月27～28日	平成3年台風19号	東北、北陸、中四国、九州地方
1993年1月15日	平成5年釧路沖地震	北海道
1993年7月12日	平成5年北海道南西沖地震	北海道
1993年7月31日～8月7日	平成5年8月豪雨	鹿児島県
1994年10月4日	平成6年北海道東方沖地震	北海道
1994年12月28日	平成6年三陸はるか沖地震	青森県
1995年1月17日	平成7年阪神大震災	兵庫県南部
2000年3月31日	平成12年有珠山噴火	北海道
2000年10月6日	平成12年鳥取県西部地震	鳥取県西部
2003年9月26日	平成15年十勝沖地震	北海道
2004年7月12～13日	平成16年7月新潟・福島豪雨	新潟県・福島県
2004年7月17～18日	平成16年7月福井豪雨	福井県
2004年10月18～21日	平成16年台風第23号	近畿、四国を中心とする全国
2005年12月～2006年3月	平成18年豪雪	北海道、東北及び北陸地方等
2007年3月25日	平成19年能登半島地震	石川県
2007年7月16日	平成19年新潟県中越沖地震	新潟県
2008年6月14日	平成20年岩手・宮城内陸地震	東北地方（特に宮城、岩手県）
2011年3月11日	平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	東日本（特に宮城、岩手、福島県）
2011年7月28～30日	平成23年7月新潟・福島豪雨	東北、北陸地方（特に新潟、福島）
2011年8月30日～9月5日	平成23年台風第23号・紀伊半島豪雨	関東、東海、近畿、中国、四国地方
2011年11月～2012年3月	平成23年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等
2012年7月11～14日	平成24年7月九州北部豪雨	九州北部を中心とする全国
2013年8月9日	平成25年秋田県仙北市田沢湖田沢供養佛地区土石流	仙北市田沢湖田沢供養佛
2013年10月15～16日・24～26日	平成25年台風第26号及び第27号（伊豆大島土石流災害）	東日本から西日本にかけての太平洋側（特に関東）
2014年8月20日	平成26年8月豪雨（広島土砂災害）	広島県
2014年9月27日	平成26年御嶽山噴火	長野県、岐阜県
2015年5月29日	平成27年口永良部島噴火	鹿児島県
2015年9月9～11日	平成27年9月関東・東北豪雨（鬼怒川水害）	関東地方及び東北地方（特に茨城、栃木、宮城県）
2016年4月14・16日	平成28年熊本地震	九州地方（特に熊本県）
2017年7月5～6日	平成29年7月九州北部豪雨	九州北部地方（特に福岡、大分県）
2017年7月22～23日	平成29年7月秋田県豪雨	主に大仙市、秋田市 （下浜、浜田、豊岩、雄和、河辺、下新城、大住、仁井田、牛島、太平、広面、檜山）
2018年5月18日	平成30年5月秋田県大雨	主に瀧上市、五城目町、秋田市 （金足、下新城、大住、仁井田、手形、広面、牛島）
2018年6月18日	平成30年大阪府北部地震	大阪府北部
2018年6月28日～7月8日	平成30年7月豪雨（西日本豪雨）	西日本
2018年9月6日	平成30年北海道胆振東部地震	北海道

主な自然災害

年月日	災害名等	主な災害地
2019年10月10～13日	令和元年東日本台風	関東、東北地方
2020年7月3～31日	令和2年7月豪雨	全国（特に九州地方）
2021年7月1～14日	令和3年7月1日からの大雨	全国（特に静岡）
2021年8月7～23日	令和3年8月の大雨	全国（特に長野、広島、長崎）
2022年8月3～30日	令和4年8月の大雨	東北、北陸地方（特に新潟）
2022年9月17～20日	令和4年台風第14号	九州、中国、四国地方
2023年7月14～18日	令和5年7月秋田県豪雨	主に能代市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、秋田市 （手形、中通、南通、保戸野、檜山、茨島、牛島、卸町、泉、旭川、東通、横森、桜、大住、仁井田、御所野、山手台、八橋、築地、濁川、添川、広面、柳田、山内、仁別、太平、下北手、上北手、新屋、豊岩、土崎、將軍野、外旭川、寺内、下新城、上新城、金足、河辺、雄和）
2023年9月19～21日	令和5年9月秋田市大雨	主に秋田市 （千秋、手形、中通、南通、保戸野、高陽、牛島、泉、旭川、桜、八橋、濁川、添川、広面、新屋、土崎、將軍野、外旭川、飯島、寺内）
2024年1月1日	令和6年能登半島地震	石川県（特に奥能登地方）
2024年7月25～26日	令和6年7月25日からの大雨	山形県、秋田県（主に横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、にかほ市、上小阿仁村、三種町、美郷町、羽後町、東成瀬町）
2024年9月21日～23日	令和6年奥能登豪雨	石川県（特に奥能登地方）

2 用語の解説

◎ プラットフォームとは

地域の様々な関係者が社会や課題の変化を把握し、地域の福祉課題を共有・協議するための場のことです。基盤・基礎・土台という意味のほかに、駅のプラットフォームのように、みんなが集まりそこから出発するという意味もあります。

◎ 社会的マイノリティとは

ソーシャルマイノリティとも呼ばれ、社会的な地位や経済的な状況によって少数派とされる人々を指します。例えば、低所得者層やホームレス、1人親家庭などが該当します。社会的マイノリティに属する人々は社会的な支援を受けにくい傾向があり、教育や医療などの基本的なサービスへのアクセスが制限されることが多い。そのため、社会的マイノリティの問題を解決するためには、社会全体での支援体制の強化が必要です。

◎ エイジフレンドリーシティとは

「高齢者にやさしい都市」という意味です。エイジフレンドリーシティは世界的な高齢化・都市化都市の高齢化に対応するために、2007年、世界保健機関（WHO）のプロジェクトにおいて提唱されました。秋田市では、2009年からエイジフレンドリーシティに取り組んでいます。

注1：地区社協とは

秋田市内に39の地区社会福祉協議会が結成されています。地区社協は、民生委員児童委員、町内会連合会等、地区内の関係団体との連携の中で、敬老会の開催、赤い羽根共同募金への協力、歳末たすけあい運動、地区社協だよりの発行、見守りネットワーク、福祉協力員の設置、福祉座談会、1人暮らし高齢者のつどい等を行い、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」と地域福祉の向上に貢献している団体です。

注2：地域共生社会とは

制度、分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、ともに支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりが暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

注3：ICT・DXとは

ICT（情報通信技術）とは

インターネットやパソコンなどの情報通信機器を用いて人と機械、人と人のコミュニケーションが可能になる技術です。SNSやメール、チャット、Web会議システムなどがあります。

DX（デジタルトランスフォーメーション）とは

「DX」：デジタル技術を用いることで、生活やビジネスが変容していくことです。福祉・介護業界におけるデジタル化は、作業時間の短縮、情報共有の容易化、コミュニケーションを最適化、低コスト化、サービスの質の向上を図られます。スマートフォンやタブレットを使って業務を行うことで、紙ベースの業務からの脱却やリアルタイムでの情報共有が可能になり、働き方改革が進みます。

注4：アウトリーチとは

これまでの地域での援助体制や個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ＝「地域に出向いていくこと」で制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組むことです。

注5：コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは

援護を必要とする高齢者や障がい者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援をします。また、地域の福祉力を高めたり、セーフティネットの体制づくりをはじめ、地域福祉の計画的な推進を図るために関係機関・団体などに働きかけます。

注6：LINE（ライン）とは

LINE（ライン）とはスマホやタブレット、パソコン等で利用できるコミュニケーションアプリです。インターネットサービス企業のLINE株式会社が運営しており、国内利用者数は約9500万人以上（2023年12月時点）と国内で普及しているSNSの中で最も多く利用されています。

昨今ではLINEで連絡を取ることが当たり前になってきており、災害などの緊急時にも欠かせないツールとなっています。

注7：SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）とは

ホームページ等を通じて人と人のつながりを促進・サポートする。スマートフォンなどでいつでもどこでも情報を得ることができます。代表的なソーシャル・ネットワーキング・サービスとして、Facebook（フェイスブック）やLINE（ライン）等があります。

注8：秋田市高齢者生活支援体制整備事業とは

高齢者の在宅生活を支えるため、地域住民同士の支え合い等、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置と協議体の設置を行い、高齢者を支える地域の支え合い体制を構築することです。

注9：生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）とは

高齢者の在宅生活を支えるため、地域住民同士の支え合いなど、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を行い、高齢者を支える地域の支え合い体制を構築しています。

例えば、地域での生活上の課題を把握し、地域の人と一緒に考え、解決に向けた取り組み、支え合い活動を推進します。また、地域資源の把握と関係者・機関などのネットワークづくりやサービス支援の担い手発掘、養成を行います。

注10：秋田市地域福祉おむすびネットとは

地域公益取り組みメニューを市社協が秋田市内の社会福祉法人及び社会福祉施設に提供し、地域の公益的な取り組みに参加する機会や意欲を支援し、また、社会福祉法人等との連携を図りながら、地域の課題やニーズの把握と解決に努め、地域力の強化につなげ、地域貢献に資することを目的とします。

主な取り組みメニュー

- ① 講座等への専門職派遣（介護講座、福祉講演）
- ② フードバンクや子ども食堂等の支援（文房具類や食料品の提供）
- ③ 見守り活動への協力（定期的な呼びかけ、安心キットの設置）
- ④ 施設内に居場所の提供（地域サロン、認知症カフェ、子育てサロン）
- ⑤ ボランティア体験プログラム（ボランティアや福祉職希望者の受け入れと育成）

注11：Re^{りさい}再くるネットとは

福祉団体・NPO法人等から市社協に提供された物品情報をホームページやSNSを通じて、生活困窮者を支援する団体・機関へ向けて発信することにより、必要とする市民へ物品が行き届く機会を提供しています。

注12：重層的支援体制整備事業とは

介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談支援体制では解決に結びつかない生活上の困りごとに対応するため、市全体で「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業です。

注13：福祉協力員とは

福祉問題を抱えて困っている世帯、見守り等が必要な高齢者や障がい者等の世帯に対して、その人の立場に立って問題解決の方向へ橋渡しを図ろうとする地域ボランティアです。

法律や条例に基づく制度ではなく、地区社協の委嘱を受け、町内会ごとにおよそ100世帯に1人以上配置されています。

注14：介護支援ボランティア制度とは

高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進し、生き生きとした地域社会の実現に寄与することを目的としています。この制度は、秋田市内にお住まいの65歳以上（秋田市介護保険第1号被保険者）のうち要介護認定を受けていない方で、ボランティア活動ができる健康で体力のある方が、各受入機関（介護保険施設等）でボランティア活動をして集めたスタンプをポイントに換えると、1年間で最大5,000円の交付金が受けられます。

注15：フードバンクとは

賞味期限内でまだ食べられる食品、市場に流通できない食品を企業や生産者、市民等から寄付していただいた物を生活困窮者や児童・福祉施設等に無償で提供する活動です。

注16：秋田市地域支え合いセンターとは

令和5年秋田豪雨災害により被害に遭われた方々の生活再建に向けて、被災者に寄り添った支援を行っております。被害に遭われた方々のお宅を相談員が訪問し、お困りごとや生活状況についてお話を伺います。また、被害のあった地域でお茶っこ会（サロン）を開催し被災者の孤立防止にも努めています。

3 秋田市地域福祉アクションプランの策定経過

年月日	会議	備考
令和5年4月1日		策定委員会設置要綱の改正
令和5年4月4日		現行計画の現状と課題の整理
令和5年7月14日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・委員長・副委員長の選出 ・概略について ・スケジュールについて
令和5年11月24日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の現状分析・評価など ・課題の絞り込み
令和6年8月29日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の絞り込み・振り返り ・基本理念、基本目標の設定
令和6年10月24日	第4回 策定委員会	・次期計画（案）について
令和6年12月18日	第5回 策定委員会	・秋田市地域福祉アクションプラン（素案）
令和6年12月20日 ～ 令和7年1月14日	パブリックコメント募集 市社協HP等	
令和7年1月24日	第6回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域福祉アクションプラン（案）について ・市社協会長へ答申
令和7年3月00日	市社協理事会	・秋田市地域福祉アクションプラン2025の同意
令和7年3月00日	市社協評議員会	・秋田市地域福祉アクションプラン2025の承認

4 秋田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、秋田市地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の策定を行うにあたり、市民はもとより、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉施設関係者等からの意見を反映させた計画とするため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉活動計画の基本計画に関すること
- (2) 地域福祉活動計画の実施計画に関すること
- (3) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる選任区分ごとに当該各号に定める人数を秋田市社会福祉協議会長が委嘱する。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 地区社会福祉協議会 | 2人 |
| (2) 民生委員・児童委員 | 1人 |
| (3) 老人クラブ連合会 | 1人 |
| (4) ボランティア団体等 | 2人 |
| (5) 福祉施設関係者 | 1人 |
| (6) 子育て支援関係者 | 1人 |
| (7) 障がい者団体 | 1人 |
| (8) 行政関係者 | 2人 |
| (9) 知識経験者 | 2人 |
| (10) 町内会連合会、振興会 | 2人 |

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選による委員長を置く。また、委員長の指名による副委員長を1人置く。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が召集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議に会長が出席することができる。

3 必要に応じて、委員会内に作業部会を設けることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、秋田市社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

5 策定委員名簿

	氏 名	所属団体・役職名	備 考
1	時 田 博	泉地区社会福祉協議会 会長	
2	金 子 真 悟	旭北地区社会福祉協議会 会長	
3	渡 邊 慶 治	秋田市民生児童委員協議会 副会長	副委員長
4	佐 藤 昭 一	秋田市老人クラブ連合会 会長	
5	遠 藤 善 衛	秋田市ボランティア連絡協議会 会長	
6	坂 下 美 涉	N P O法人あきた結いネット 理事長	
7	高清水 直 子	秋田市老人福祉施設連絡協議会 幹事	
8	小 玉 朋 子	特定非営利活動法人 Akita コドモの森 代表	
9	進 藤 雄 一	秋田市身体障がい者協会 副会長	
10	東海林 健	秋田市福祉保健部 福祉総務課 地域福祉推進室 室長	
11	高 木 康 之	秋田市保健所 健康管理課 自殺対策担当課 課長	
12	石 黒 和 雄	秋田市社会福祉協議会 副会長	委員長
13	佐々木 繁	元秋田県社会福祉協議会常務理事、社会福祉法人 愛染会 本部長	
14	加 藤 長二郎	東通地区町内会連絡協議会 会長	
15	小 熊 正 英	将軍野地区町内会連合会 副会長	

第6期秋田市地域福祉活動計画

秋 田 市 地 域 福 祉

アクションプラン 2025

令和7年（2025）3月発行

編集・発行 社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会

〒010-0976 秋田市八橋南一丁目 8-2

TEL 018-862-7445

FAX 018-863-6068